

資料編

資料編

資料編

第1編<総則編>

第1章 地域防災計画の目的及び位置づけ

川辺町防災会議条例	S- 1
川辺町防災会議委員	S- 3

第3章 計画の前提条件

川辺町及び周辺地域の災害履歴	S- 4
東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果	S- 6

第2編<災害予防編>

第3章 災害対応能力の充実

避難行動要支援者名簿の作成に関する事項	S- 7
---------------------------	------

第3編<災害警戒・対策編>

第1章 災害対応体制の構築

災害救助法による基準等	S- 9
災害救助法適用基準	S-10
強制従事命令による要員確保	S-11
気象情報等の伝達系統	S-12
気象予報等の発表基準	S-13
東海地震に関連する情報	S-17
東海地震に関連する情報発令時の広報事項	S-17
事前避難体制	S-18
東海地震に関する情報発令時の消防対策措置	S-18
東海地震に関する情報発令時の水防予防措置	S-18
病院（診療所）防災措置	S-19
被害状況の調査機関	S-20
被害状況等の報告系統	S-21
調査報告の種別	S-21
調査報告を要する災害の規模	S-21
住家等一般被害状況の判定基準	S-22
商工業施設被害の調査、計上の留意事項	S-23
観光施設被害の調査、計上の留意事項	S-23
農地等の被害区分	S-23
林業の被害状況調査方法	S-24
教育関係施設の被害程度判定及び用途別区分の基準等	S-24

利用可能な通信施設・方法	S-25
岐阜県防災行政無線システム系統図	S-25
通信施設の利用調整	S-26
広報内容	S-27
災害警備広報	S-27
自衛隊派遣要請方法	S-28
自衛隊派遣要請の窓口	S-28
自衛隊の活動内容	S-29
自衛隊の救援活動に要した経費負担	S-29
自衛隊ヘリコプター派遣要請に関する留意事項	S-30
消防相互応援協定締結市町村	S-33
県防災ヘリコプター応援要請	S-33
関連業者との災害支援協定	S-34
庁用自動車一覧	S-36
輸送及び移送の範囲	S-37
費用の基準及び支払	S-37
災害時のボランティア活動	S-38
災害救援ボランティア概略図	S-38

第2章 災害防除

ため池一覧	S-39
火災警報発令基準	S-39
消防団出動計画	S-39
可茂消防事務組合	S-40
火災防御計画	S-41
火災報告の種別及び報告期限	S-43
消防信号	S-44
水防配備計画	S-45
水防資機材	S-45
非常警戒の巡回時の留意点	S-45
降雪・除雪等に関する情報の連絡系統	S-45
救出の対象者	S-46
災害救助法による被災者救出の実施基準	S-46
救助活動チーム	S-46
災害救助法による救助の種類と実施者	S-47
避難勧告・避難指示（緊急）実施責任者	S-48
避難時の服装、所持品等	S-48
避難上の留意点	S-49
機関相互の連絡系統	S-50
避難所一覧	S-51
避難所の受入期間	S-53

避難所状況の報告内容	S-53
災害救助法の適用基準	S-54
救助別の報告事項及び内訳	S-55
第3章 都市機能の維持及び応急復旧	
道路規制実施者	S-57
緊急通行車両に関する対策	S-57
水道施設の応急復旧目標期間	S-58
電力供給会社応急対策	S-58
電気通信事業者応急対策	S-59
授業実施のための校舎等施設の確保	S-60
校舎等施設確保のための応援要請事項	S-60
教育職員欠損時の確保方法	S-60
学校施設確保のための清掃等の実施	S-61
応急教育実施上の留意事項	S-61
学校保健対策計画	S-62
文化財一覧	S-63
施設機能の応急対策	S-64
感染症予防委員の選任	S-65
防疫業務の実施基準	S-66
ごみ収集運搬チームの編成	S-67
災害廃棄物の処理計画フロー図	S-67
町内のごみ、し尿運搬車台数	S-67
し尿処理運搬チームの編成	S-68
災害救助法による遺体捜索の実施基準	S-68
応援要請時に明示する事項	S-68
埋葬の実施の留意点	S-69
第4章 被災者対策	
県等における医療チームの編成	S-70
医療及び助産の救助対象者	S-70
医療・助産救助の実施基準	S-71
医療機関の対策と留意点	S-72
町内の医療機関一覧	S-72
医薬品等確保系統図	S-73
町内の薬局一覧	S-73
保健活動チームの編成	S-73
保健活動チームの活動内容	S-74
要配慮者対策	S-75
在宅の要配慮者対策	S-75
町備蓄倉庫と備蓄食料	S-76
米穀販売業者一覧	S-76

食品衛生上の留意点	S-76
炊き出しの実施基準	S-77
供給品目	S-78
給水目安量	S-79
給水実施基準	S-79
給水拠点箇所	S-79
給水用資機材	S-81
川辺町上下水道工事指定店一覧（町内）	S-81
生活必需物資の給与品目	S-82
物資の集積・給与場所	S-82
物資割当に関する注意事項	S-82
災害救助法による供給基準	S-83
学用品支給基準	S-84
確保すべき学用品	S-85
募集・配分に関する報道機関への公開内容	S-86
義援金品の募集配分基準	S-86
知事見舞金の支給基準	S-87
住宅確保等の種別及び順位（融資制度）	S-88
応急住宅に関するその他の計画	S-89
仮設住宅建設のための応援要請	S-90

資料編

第4編<災害復旧・復興編>

第1章 公共施設の復旧

激甚災害に係る財政援助措置の対象	S-91
------------------	------

第2章 被災者の生活再建

被災者生活再建支援制度について	S-932
支援金の支給額	S-93
災害援護資金の貸付条件	S-93
生活福祉資金の貸付条件	S-94
母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付条件	S-95
被災中小企業の自立支援対策	S-96
農業関係資金	S-96
林業関係資金	S-96

川辺町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 22 日

条例第 49 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、川辺町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 川辺町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 国及び県の関係地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 岐阜県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町議会議長
 - (4) 町の職員のうちから町長が指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 可茂消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関その他これらに準ずる機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、20 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

資料編

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 23 日条例第 4 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 27 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

川辺町防災会議委員

川辺町防災会議委員（川辺町防災会議条例第3条）

敬称略

No.	根拠	役職名等	氏名
1	第2項	町長	佐藤 光宏
2	第5項 第1号	可茂県事務所長	山口 義樹
3	第5項 第2号	加茂警察署長	小木曾 智昭
4	第5項 第3号	町議会議長	平岡 正男
5	第5項 第4号	基盤整備課長	井上 健
6	第5項 第4号	住民課長	佐伯 政宣
7	第5項 第4号	健康福祉課長	長瀬 美紀江
8	第5項 第4号	産業環境課長	重本 佳明
9	第5項 第5号	教育長	長谷川 哲
10	第5項 第6号	消防団長	日下部 宏暁
11	第5項 第7号	可茂消防事務組合消防本部 消防長	福田 一成
12	第5項 第8号	中部電力パワーグリッド㈱ 加茂営業所長	加藤 直樹
13	第5項 第8号	西日本電信電話㈱岐阜支店 災害対策室長	鈴木 勝晶
14	第5項 第8号	日本郵便㈱川辺郵便局長	加藤 智
15	第5項 第9号	社会福祉協議会会长	加藤 賢
16	第5項 第9号	区長会長	古田 武夫
17	第5項 第9号	身体障がい者福祉協会会长	石井 郁夫
18	第5項 第9号	比久見地区自主防災会会长	武川 健治
19	第5項 第9号	赤十字奉仕団委員長	水野 万希子
20	第5項 第9号	女性の会会长	加藤 惠子

※令和2年度改訂時委員

資料編

川辺町及び周辺地域の災害履歴

【水害・暴風被害等】

年月日	種別	河川	被害概要
1884/07/01	洪水	木曽川・飛騨川	木曽川・飛騨川筋で洪水。加茂郡各村で2~6戸流失、破堤32箇間、上吉田村で橋梁流失。
1884/07/16	洪水	飛騨川・可児川	木曽川通り平水位20尺増水。飛騨川・可児川などの中河川洪水。被害は県内23郡477か村に及び、多くの堤防・家屋の損失。
1885/07/01	暴風雨	木曽川	木曽川平水位22尺増水。各河川洪水により加茂郡など22郡771か村に被害。
1896/07/20	大雨	木曽川他	1896年の大水害は、7月下旬の集中豪雨、8月下旬の台風、9月上旬の集中豪雨と連続した。特に7月20日・21日の豪雨は岐阜県内に未曾有被害を生じさせ、木曽・長良・揖斐の三大川をはじめ、各地の中小河川が氾濫した。 加茂郡内では流失・崩壊家屋128戸。 川辺町では下麻生・上川辺地区に被害が集中した。
1897/09/29	暴風雨	—	河川氾濫。太田町はじめ付近の村々に入水。加茂郡内死者4名、流失家屋119戸、全壊家屋148戸。
1899/09/08	暴風雨	—	太田町を中心に家屋倒壊14戸、堤防決壊1箇所、橋梁流失3箇所。
1902/09/28	暴風雨	—	死者1名、家屋倒壊90戸、半壊30戸。
1906/07/14	洪水	木曽川・飛騨川	木曽・飛騨川上流から増水し洪水となる。死者2名、家屋流失63戸、崩壊40戸、床上浸水2,115戸、堤防決壊423箇所。被害は太田・坂祝・川辺・八百津・白川の各町村に及ぶ。
1907/08/15	暴風雨	—	加茂・可児・武儀各郡の被害甚大。死者1名、家屋倒壊257戸。
1911/06/19	暴風雨	—	家屋倒壊52戸、半壊35戸、太田・川辺などの町村被害多大。
1915/08/09	大雨	木曽川・飛騨川	加茂郡内で死者4名、家屋流失22戸、堤防決壊79箇所。
1918/07/01	洪水	木曽川	加茂郡床上浸水238戸、堤防の被害多い。
1932/09/10	大雨	木曽川・飛騨川	加茂郡で死者1名、家屋流失43戸、半壊30戸、床上浸水916戸。
1934/09/21	台風	—	史上最大級の室戸台風により、岐阜県内死者15名、家屋全壊1163戸、半壊2349戸。
1954/07/30	大雨	坂の洞川	集中豪雨により比久見地内の坂の洞川が氾濫
1959/09/26	台風	—	昭和34年9月20日に太平洋沖で発生した台風15号は、中心気圧895hpa、最大風速75mまで勢力を強め、その後もあり衰えることなく26日午後6時頃、潮岬の西およそ15kmの地点に上陸。 川辺町では午後9時頃から猛烈な風雨が吹き荒れ、大きな被害を受けた。重傷者を含む負傷者8名、家屋等の全壊81戸、半壊71戸、床下浸水120戸のほか、田畠や道路の被害も大きく災害救助法が適用された。
1961/09/16	台風	雄鳥川	第2室戸台風により雄鳥川決壊。家屋全半壊10戸
1963/08	大雨	雄鳥川	豪雨により雄鳥川決壊。
1968/08/17	大雨	—	集中豪雨により特に下麻生、上川辺、鹿塩地区に甚大な被害。重傷者を含む負傷者7名、家屋等全壊流失23戸、半壊20戸、床上浸水134戸、床下浸水638戸、田畠、道路、林道機能損失
2008/09/02	大雨	—	
2011/07/15	大雨	—	
2011/09/20	台風	—	台風15号の接近により大雨(美濃加茂で計200ミリ、八百津町伽藍で400ミリ)により浸水被害

資料編

※川辺町史（川辺町史編さん室／編集）、広報かわべ8月号Vol.482、岐阜県HPより整理

【地震】

年月日	地震名	震央	被害概要
1585/11/29	天正地震	飛騨白川	M=7.9 あるいは 8.0～8.1。活断層による直下型地震
1854/06/13			M=6.9
1854/11/04	安政東海道沖地震		M=8.4
1854/11/05	安政南海道沖地震		M=8.4
1855/02/01			M=6.75
1855/10/02	江戸地震		M=6.9
1858/02/26	飛越地震		M=7.0～7.1
1885/01/17			加茂・武儀両郡に強震
1889/05/12			美濃南部に強震。加茂・武儀・可児各郡に及ぶ。壁に亀裂が生じる。
1891/10/28	濃尾大震災	根尾谷付近	M=8.0、内陸直下型地震 地震の及んだ範囲は西は九州全土、東は東北地方まで 全国では死者 7,273 人、全壊・焼失家屋 142,000 戸 加茂郡では死者 17 名、負傷者 149 名、全壊家屋 913 戸、半壊家屋 2,078 戸
1906/04/20			美濃・飛騨に強震。益田郡内が特に被害が甚大。
1907/10/27			益田・武儀・加茂の三郡に強震あり
1944/12/07	東南海大震災	遠州灘	M=8.0、岐阜震度 5。岐阜県の被害、死者 16 名、負傷者 38 名、全壊家屋 865 軒、半壊家屋 865 軒
1945/01/13	三河地震	愛知県南部	M=7.1、岐阜震度 4
1946/12/21	南海道地震	紀伊半島沖	M=8.1、岐阜県では強震、 奥羽地方の北部と北海道を除くほとんどの地域で有感観測 全国では死傷者・行方不明 6,603 人、全半壊家屋 35,105 戸、焼失家屋 2,598 戸 岐阜県では死傷者 78 名、全半壊家屋 1,552 戸 日向灘から東京湾にかけて津波が発生
1969/09/09	美濃中部地震	郡上郡北部	M=7.0、美濃地方では震度 4 (中震)
1995/01/17	阪神・淡路大震災	兵庫県南部	M=7.2、川辺町の震度 3

※川辺町史（川辺町史編さん室／編集）、岐阜県災害史（岐阜新聞社）、岐阜県 HP より整理

東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果 ※岐阜県防災課発表（平成25年2月）

【震源モデル】

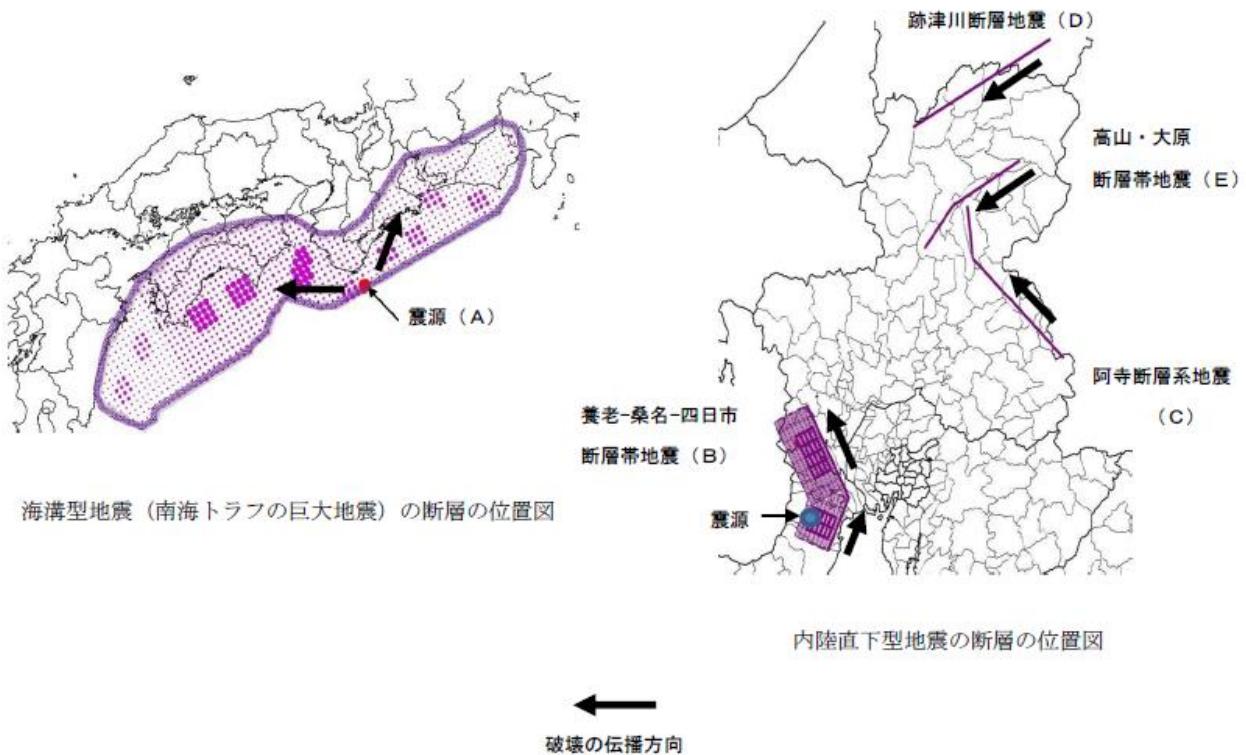
種類	震源モデル		備考
海溝型	A	南海トラフ巨大地震【新】 M9.0	・内閣府と同じ震源モデル（震源：紀伊半島沖）
内陸型	B	養老-桑名-四日市断層帯【新】 M7.7	・養老町から三重県四日市市に及ぶ断層（約 57km）
	C	阿寺断層系 M7.9	・下呂市から中津川市に及ぶ断層（約 70km）
	D	跡津川断層 M7.8	・飛騨市から富山県大山町に及ぶ断層（約 60km）
	E	高山・大原断層帯 M7.6	・高山市から郡上市に及ぶ断層（約 48km）

※活断層は、文部科学省地震調査研究推進本部が主要活断層としているものから、岐阜県により大きい影響を及ぼすものとして4つを選定した。

【前提条件】

共通	地盤データメッシュ		250m メッシュで、県内のボーリングデータ等から整理された 48 の地盤モデルで分類。（※前回は 500m メッシュ）	
	地震発生時間 (3パターン)	冬早朝 (午前 5 時)	多くの人が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。	
		冬夕方 (午後 6 時)	住宅などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺及び駅に通勤・通学等による滞留者が多数存在。	
		夏昼 (午前 12 時)	オフィスや繁華街に多数の滞留者があり、自宅以外で被災する場合が多い。	
亜炭鉱の取扱い		空洞深度が 5~15m 程度にある場合は、地表面の揺れが大きくなることを考慮した。		
南海トラフ巨大地震 A		内閣府が提示している最大の震源域で、紀伊半島沖を震源とし、強震動生成域が基本ケースの場合。		
養老-桑名-四日市断層帯地震 B		四日市断層と養老・桑名断層及び宮代断層が連動する最悪の場合を想定した。		
その他の内陸型地震 C~E		前回調査と同じ断層について、細分化したメッシュで、最新の地盤データにより改めて想定した。		

資料編



避難行動要支援者名簿の作成に関する事項

避難行動要支援者名簿の作成に関する事項

【避難行動支援等関係者とその役割】

(1) 町（災害対策本部）

災害時には、川辺町地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、被害状況の把握にあたるとともに、防災関係機関との連携による被害の拡大防止対策や救助・救出活動などを実施する一方、避難行動要支援者等の安否確認及び避難支援の情報を集約し、安否等の問い合わせなどに対しその情報提供を行う。

(2) 消防機関（可茂消防事務組合、消防団）、警察、自主防災組織

要救助被災者の救助・救出活動を実施するとともに、避難行動要支援者名簿に記載されている方の安否確認及び避難の支援も行い、負傷者がいる場合は、救急搬送などを行う。

(3) 民生委員・児童委員・川辺町赤十字奉仕団・川辺町社会福祉協議会・福祉委員

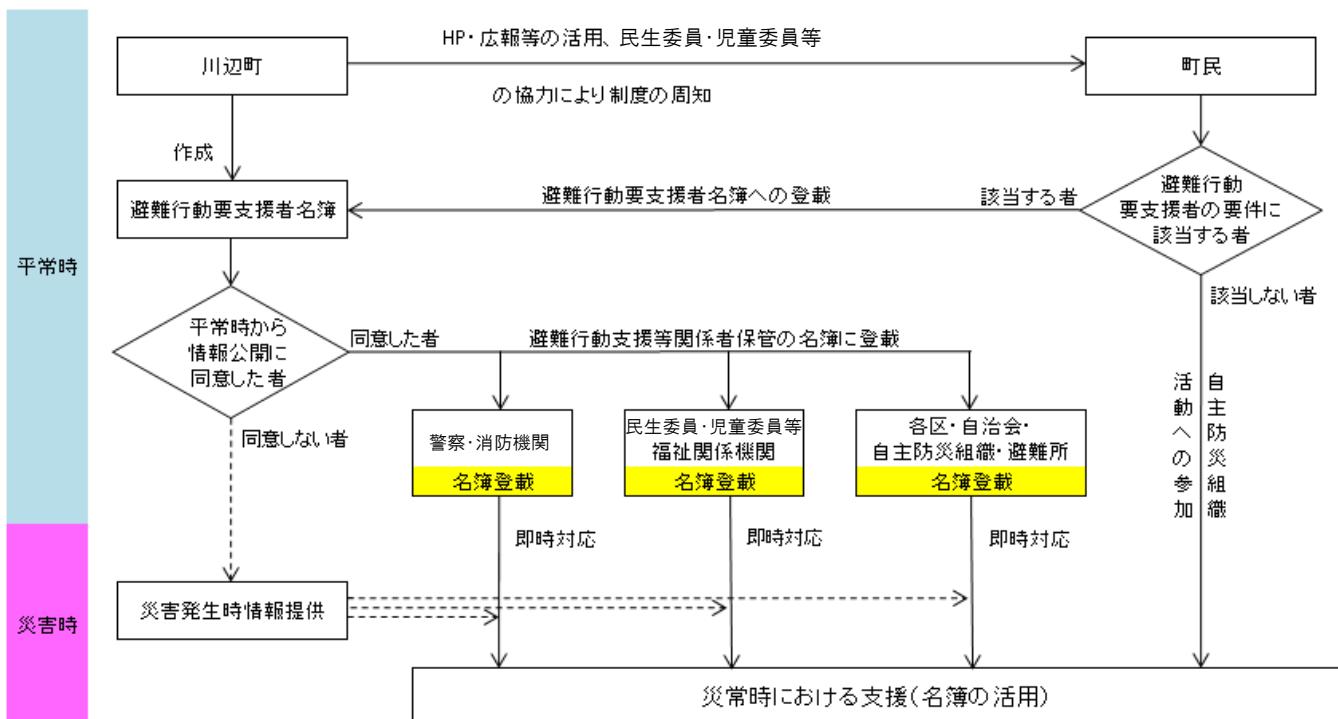
民生委員・児童委員（民生委員法及び児童福祉法による）、川辺町赤十字奉仕団、川辺町社会福祉協議会及び福祉委員は、日頃の職務経験を活かし、安否確認等に必要な情報の収集・提供を行う。

(4) 近隣住民等

日頃から避難行動要支援者とのコミュニケーションを通じ、災害時における情報伝達や安否確認、避難誘導の方法について確認を行い、災害発生時には、避難行動要支援者に対する避難の支援を行う。

資料編

【避難行動要支援者名簿 活用フローチャート】



【その他名簿の作成に関する事項】

項目	内容
避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	<p>避難行動要支援者名簿には、生活の基盤が自宅にあり、以下の要件に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のひとり暮らし又は75歳以上の高齢者のみの世帯のうち、支援を希望する旨の申し出のあった者 ・要介護認定3～5を受けている者 ・身体障害者手帳所持者（1・2級） ・療育手帳所持者（A・A1・A2） ・精神障害者保健福祉手帳所持者（1・2級） ・難病患者で重症認定を受けている者 (特定疾患医療受給者・小児慢性特定疾患医療受給者) ・上記以外で町が支援の必要を認めた者
名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・町の関係部局が把握している要介護高齢者や障がい者等のうち上記に該当する者の情報を入手する ・難病患者に係る情報等、町が把握していない情報は、岐阜県知事またはその他の関係者に対し情報提供を求める
名簿の更新に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・常に最新の情報に更新するよう努める ・転入・転居・死亡等に伴う住民登録の変更時の更新 ・更新により旧版となった避難行動要支援者名簿は、町へ返却することとする
情報漏えい防止のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難行動支援等関係者に提供する (地区の自主防災組織に対しては、該当者のみ提供) ・受け取った避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所に保管するとともに、原則複製しない ・名簿情報の取扱状況の報告を求める ・提供先が個人ではなく団体である場合、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定する
円滑な避難のための通知・警告における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする ・障がいの種類により、情報伝達方法等を留意する (視覚障害の方へは、点字や広報無線とする等)

※避難行動支援は主体的に避難しようとする要支援者を避難行動支援等関係者が支援するものであり、まずは、避難行動支援等関係者本人の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる。

※災害発生時等において避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するため特に必要があると判断される場合は、本人の同意がなくても、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動支援等関係者に対して、名簿情報を提供できる。

災害救助法による基準等

項目	内容
(1) 罹災者避難のための人夫	<input type="checkbox"/> 原則としては認められないが、町本部の指示による避難で特に誘導人夫を必要とするとき
(2) 医療及び助産の移送人夫	<input type="checkbox"/> 医療チームでは処置できない重傷患者若しくは医療チームが到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所に運ぶための人夫又は医療チームの移動に伴う人夫（車等で移動できない医療チームを移送する場合等）を必要とするとき
(3) 罹災者の救出	<input type="checkbox"/> 罹災者を救出するための人夫を必要とするとき <input type="checkbox"/> 罹災者救出に必要な機械器具、資材の運搬、操作、又は後始末に人夫を必要とするとき
(4) 飲料水の供給	<input type="checkbox"/> 飲料水供給のための機械器具の運搬、操作あるいは飲料水を浄化するため薬品の配布等に人夫を必要とするとき
(5) 救助用物資の支給	<input type="checkbox"/> 被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出し用品の整理、輸送又は配分に人夫を必要とするとき
(6) 遺体の捜索	<input type="checkbox"/> 遺体の捜索に人夫を必要とするとき及び捜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は後始末に人夫が必要なとき
(7) 遺体の処理	<input type="checkbox"/> 遺体の洗浄、消毒等の処置又は遺体を仮安置所まで輸送するため等に人夫を必要とするとき <input type="checkbox"/> 上記以外の救助作業のための人夫の必要が生じたときは、町本部は、可茂県事務所救助班を経由して県本部に範囲外人夫について要請を行う <input type="checkbox"/> 要請、申請に当たっては、次の事項を明示する <ul style="list-style-type: none">・人夫の雇上げを要する目的又は救助種目・人夫の所要人数・雇上げを要する期間・人夫雇上げの理由・人夫雇上げを要する区域
(8) 人夫雇上げの期間	<input type="checkbox"/> 各救助の実施期間中
(9) 費用の限度	<input type="checkbox"/> 賃金等給与額は、その時における雇上げ地域の慣行料金以内による <input type="checkbox"/> 法令その他により基準のあるものは、この限りではない
(10) 報告その他事務事項	<input type="checkbox"/> 町本部は、人夫を雇上げたときは、「救助日報」により、毎日その状況を可茂県事務所を経由して県本部に報告する <input type="checkbox"/> 人夫雇上げに関する記録は、「労務者出役表」と「賃金台帳」によるものとするが、災害救助分については判然と区分し、整理する

資料編

災害救助法適用基準

適用被害基準

- 町地域内の被害が、次の各号の一に該当する災害時で、県本部長が災害救助法による救助実施の必要があると認めるとときに適用される。

- (1) 住家の全失世帯が 40 世帯以上に達したとき
- (2) 県地域の全失住宅被害の集計が 2,000 世帯以上に達し、かつ、町地域内の被害が 20 世帯以上に達したとき
- (3) 県地域の全失住宅被害の集計が 9,000 世帯以上に達し、かつ、町地域内の被害世帯数が多数あるとき
- (4) 災害が隔絶した地域に発生し災害にかかった者の救助が著しく困難とする特別の事由がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき等にも適用される
- (5) 多数の者が災害により生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたとき

- 災害の発生した地域の条件あるいは災害の種別等によって、計数上の基準に達しない場合でも県本部長がその必要を認めたときは災害救助法を適用することがある。

被害計算の方法等

- 適用の基準となる全失世帯の換算等の計算は、次の方法によるものとする。

- (1) 住家の半失（半焼、半壊）世帯は、全失世帯の 2 分の 1 、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は、 3 分の 1 として計算
- (2) 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算
例）被害家屋は 1 戸であっても 3 世帯が居住していれば、 3 世帯として計上
- (3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮し、実情に即して決定
- (4) 災害の種別については限定せず、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても被害計算は同じ方法を使用

資料編

救助法の適用と救助の程度

- 災害救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、岐阜県災害救助法施行細則の定めるところによる。
- 災害の種別地域条件その他の状況によって県本部長が、必要と認める範囲において実施する。

強制従事命令による要員確保

災害応急対策実施のための要員が一般的の動員等の方法によっても、なお不足し、他に供給の方法がないときは、技術者等の強制従事命令を執行する。

強制命令の種類と執行者

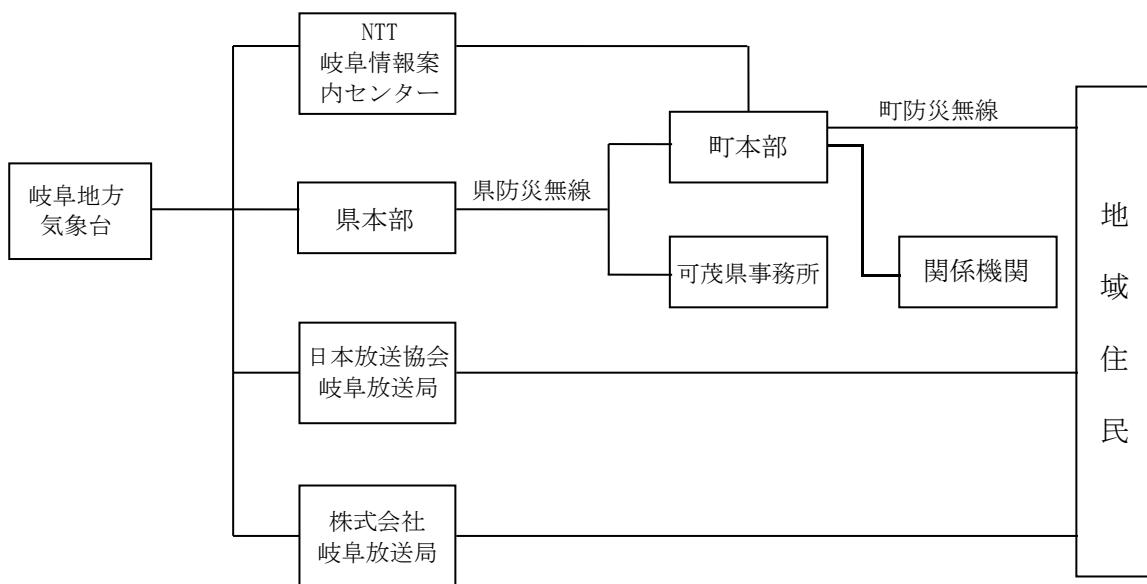
対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	町、消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用 救助のため)	従事命令	災害救助法第7条	県知事
	協力命令	災害救助法第8条	県知事
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事
	協力命令	災害対策基本法第71条	県知事
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町長
		災害対策基本法第65条第2項、 第3項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

命令の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築業者及びこれらの者の従業者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道事業者及びその従業者 7 軌道事業者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送事業者及びその従業者 10 港湾運送事業者及びその従業者
災害救助その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災害対策基本法による町長、警察官、自衛官の従事命令)	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般 (警察官職務執行法による警察官)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

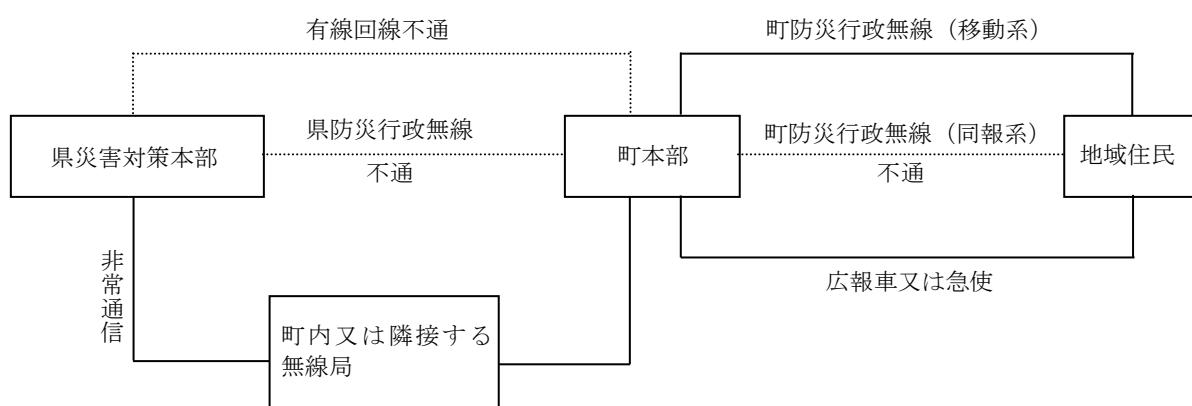
気象情報等の伝達系統

◇警報等の関係機関に対する伝達



◇非常時の伝達（町防災行政無線、県防災行政無線、有線通信回線の全部又は一部が不通の場合）

資料編



気象予報等の発表基準

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	2 3
		(土砂災害)	土壤雨量指数基準	1 4 8
	洪水	流域雨量指数基準	飛騨川流域= 7 1 . 7	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	1 7 m/s	
	暴風雪	平均風速	1 7 m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	1 2 時間降雪の深さ 3 0 cm	
	大雨	表面雨量指数基準	1 3	
		土壤雨量指数基準	9 6	
注意報	洪水	雨量基準	1 時間雨量 4 0 mm	
		流域雨量指数基準	飛騨川流域= 5 7 . 3	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	1 2 m/s	
	風雪	平均風速	1 2 m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	1 2 時間降雪の深さ 1 0 cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により災害が発生するおそれのある場合		
	濃霧	視程	1 0 0 m	
	乾燥	最低湿度 2 5 %で、実効湿度 6 0 %		
	なだれ	① 2 4 時間降雪の深さが 3 0 cm以上で積雪が 7 0 cm以上に なる場合		
		② 積雪の深さが 7 0 cm以上あって、日平均気温が 2 ℃以上の場合		
		③ 積雪の深さが 7 0 cm以上あって、降雨が予想される場合		
	低温	冬季：最低気温 -9 ℃以下		
	霜	早霜、晩霜期に最低気温 3 ℃以下		
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	1 0 0 mm	

資料編

（注）発表基準欄に記載した数値は、岐阜県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を加味して決定されたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である

【竜巻災害について】

竜巻などの激しい突風とは

発達した積乱雲からは、竜巻、ダウンバースト、ガストフロントといった、激しい突風をもたらす現象が発生します。

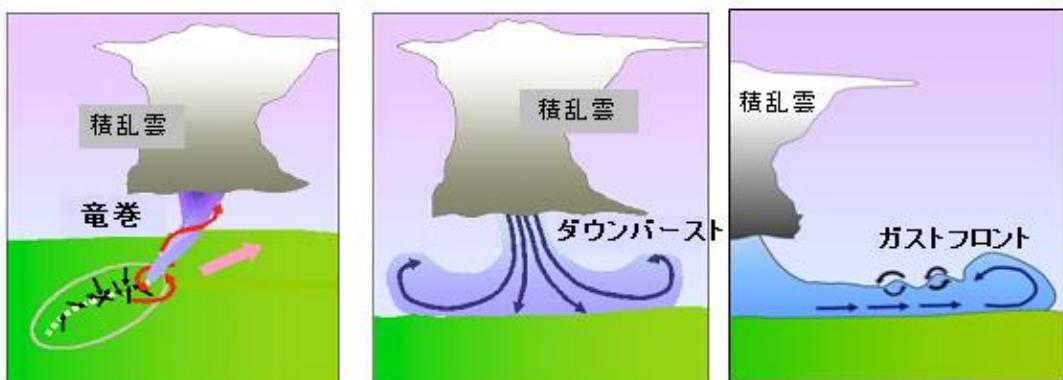
竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴います。直径は数十～数百メートルで、数キロメートルに渡って移動し、被害地域は帯状になる特徴があります。

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れです。吹き出しの広がりは数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは橢円形など面的に広がる特徴があります。

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出ことによって発生します。水平の広がりは竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもあります。

竜巻発生確度ナウキャストや竜巻注意情報では、「激しい突風」をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っていますが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれています。

竜巻等のイメージ図



出典：気象庁ウェブサイト

竜巻などの激しい突風に関する気象情報とは

竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表されています。さらに平成22年5月からは、平常時を含めて常時提供する「竜巻発生確度ナウキャスト」も加わり発表されています。

竜巻注意情報とは

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当地域（概ね一つの県）を対象に発表します。有効期間を発表から1時間としていますが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表します。この情報は防災機関や報道機関へ伝達するとともに、気象庁ホームページの「気象情報」ページでお知らせします。

《竜巻注意情報の発表例》

岐阜県竜巻注意情報 第1号

令和××年4月20日10時27分 岐阜地方気象台発表

岐阜県では、竜巻発生のおそれがあります。

竜巻は積乱雲に伴って発生します。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

この情報は、20日11時30分まで有効です。

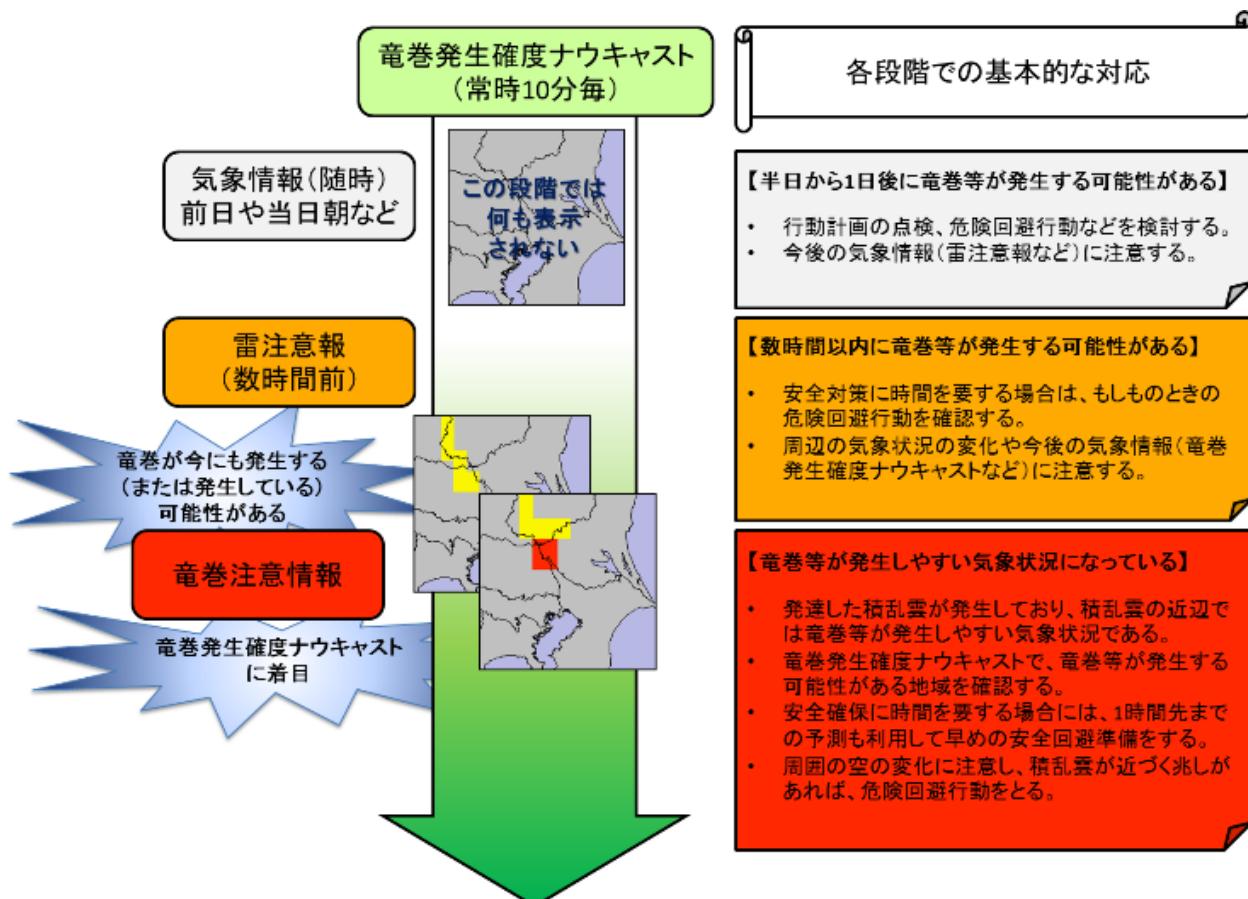
段階的な気象情報の発表

竜巻などの激しい突風に対する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表します。半日～1日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかけます。数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかけます。さらに、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」を発表します。

なお、竜巻などの激しい突風の発生可能性の予報として、竜巻発生確度ナウキャストを常時10分毎に発表していますが、竜巻注意情報は竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域（県など）に発表します。

資料編

竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表



竜巻注意情報の効果的な利用

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られます。一方、この情報は比較的広い範囲（概ね一つの県）を対象に発表しますので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限りません。したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払ってください。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとってください。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がけてください。

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができます。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせて利用することが効果的です。

竜巻注意情報の発表に際してとるべき行動

竜巻などの激しい突風は積乱雲に伴って発生しますので、竜巻注意情報が発表されたら、まず空の状態に注意を払ってください。何もなければ特段の行動は不要ですが、積乱雲が近づく兆しを察知した場合には、近くの建物の中に入るなど身の安全を図ってください。

実際に竜巻が間近に迫った場合の身の守り方

実際に竜巻が間近に迫った場合には、すぐに身を守るための行動をとる必要があります。竜巻では飛散物が凶器となりますので、飛散物から身を守ることを考えた行動をとることが大切です。

資料編

※ 竜巻が間近に迫った時の特徴

- ・雲の底から地上に伸びる漏斗状の雲が目撃される。
- ・飛散物が筒状に舞い上がる。
- ・ゴーというジェット機のような轟音がする。
- ・気圧の変化で耳に異常を感じる。

※ 竜巻が間近に迫った場合の身の守り方

《住宅内では》

- ☞ 窓やカーテンを閉め離れる。
- ☞ 地下室か最下階へ移動する。
- ☞ できるだけ家の中心部に近い窓のない部屋に移動する。
- ☞ 顔を下に向け、できるだけ低くかがんで、両腕で頭と首を守る。

《外にいるときは》

- ☞ 近くの頑丈な建物に避難する。
- ☞ そのような建物が無ければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。
- ☞ 強い竜巻の場合は、樹木や自動車などであっても飛ばされるおそれがあるので、自動車の中などでも頭を抱えてうずくまる姿勢をとることが必要である。

東海地震に関する情報

種類	内容等		主な防災対応等
東海地震予知情報 (カラーレベル赤)	・東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表		・地震災害警戒本部の設置 ・津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策
東海地震注意情報 (カラーレベル黄)	・観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表		・必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策 ・救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備
東海地震に 関連する調査情報 (カラーレベル青)	臨時	・観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表	・防災対応は特になし ・国や自治体等では情報収集連絡体制がとられる
	定例	・毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表	・防災対応は特になし

東海地震に関する情報発令時の広報事項

- ・地震予知情報等の意味、今後の推移、予想される県下の地震の震度等の予想。
- ・住民は、デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること。
- ・住民は、水、食料の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと。
- ・自動車による移動を自粛すること。
- ・食料品等の買い出し等の外出は自粛すること。
- ・電話の使用は自粛すること。
- ・病院、旅館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すべきこと。
- ・危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。

事前避難体制

町は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制を確立する。

- ・避難にあたっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であることを前提に避難体制の確立を図る。
- ・町は、予め避難対象地区を指定しておくとともに、指定地域の高齢者、障がい者、子ども、病人等の要配慮者を把握しておき、自治会自主防災組織等の協力のもと実施する。
- ・外国人、出張者及び旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。
- ・避難対象地区の居住者等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。

※町は、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保する。

東海地震に関する情報発令時の消防対策措置

町及び消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- ・地震に関する正確な情報を収集し、必要な機関へ伝達すること
- ・火災の防除のための警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること
- ・火災発生の防止、初期消火について居住者等への広報すること
- ・自主防災組織等の活動に対して指導すること
- ・施設等が実施する地震防災応急対策に対して指導すること

資料編

東海地震に関する情報発令時の水防予防措置

町及び消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずる。

- ・地震に関する正確な情報を収集し、必要な機関へ伝達すること
- ・気象情報を収集し、水害予防のための出水予測や警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること
- ・地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区的堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備体制をとる
- ・水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充を行うとともに、河川管理者や他の水防管理者と連絡を密にし、不測の事態に備える。

病院（診療所）防災措置

医療機関は、警戒宣言発令が発令された場合、次の措置を講ずる。

警戒宣言発令の周知

- ・医療機関の長は、警戒宣言が発令されたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対して周知徹底を図る。

病院（診療所）防災処置

- ・医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置の点検、並びに医療器械、備品、薬品等の転落防止、移動の防止及び諸出火防止対策を実施する。

入院患者の安全対策

外来診療

- ・外来診療については、救急患者を除き中止する。

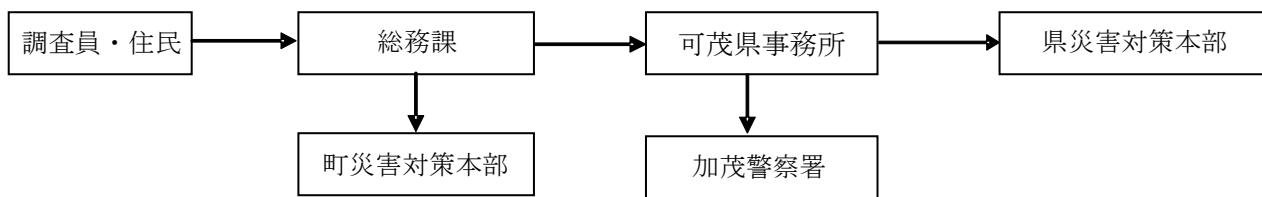
発災後への備え

- ・医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医療品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行う。
- ・医師をはじめとした、職員についてあらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図る。

被害状況の調査機関

被害等区分	担当班	調査事項	協力機関
住家等一般被害	情報班	住家等一般被害	区長・民生委員
社会福祉施設被害	安否確認班	保育施設 社会福祉施設	施設管理者
医療・衛生施設被害	医療班	診療施設	施設管理者、医師会、歯科医師会、薬剤師会
	被害調査班	清掃施設	可茂衛生利用組合
		上下水道施設	町内指定店
商工業関係被害	被害調査班	商工業被害	商工会、中部電力パワーグリッド株、西日本電信電話㈱、エルピーガス協会、金融機関、災害関連物資調達協定事業者
農業関係被害	被害調査班	農作物被害	農業協同組合・農業共済組合、農事改良組合
		林業被害（建設部所管のものを除く）	森林組合
		農業用施設	農業共済組合
土木施設被害	被害調査班	土木被害	区長、防災協力会
教育関係被害	学校・こども園 調整班	学校施設被害	小中学校、こども園、学校給食センター
		その他教育被害	
町有財産被害	庶務班	町有財産被害 (他課所管のものを除く)	施設管理者
火災	統括班	火災被害	自主防災組織、可茂消防事務組合、消防団
	被害調査班 (林野火災)		森林組合
水害	被害調査班	水防異常地面現象に関する情報	
災害危険箇所	被害調査班	災害危険箇所等の現象	自主防災組織、住民

被害状況等の報告系統



調査報告の種別

区分	調査報告事項	報告时限
即時報告 (災害報告)	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時
概況調査報告	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し報告する。	発生後毎日定時
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し報告する。	被害状況がおおむね確定したとき
確定(詳細)調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し報告する。	確定後3日以内
変動(訂正)調査報告	各調査が誤っていたことを発見したときに再調査し報告する。	発見後3日以内
終了報告	長期間にいたった災害が終了したときに報告する。	終了後1日以内
応急対策の報告	被災地域における状況、実施し、又は実施しようとする応急対策の概況について、できる限りその都度必要な事項を報告する。	発生後毎日定時

資料編

(注)

- ・毎日定時に報告を必要とする場合は、統括班においてその時刻、回数、期間を検討の上指示する。
- ・調査及び報告の必要が認められない事項については省略してよい。
- ・2つ以上の調査報告をまとめて行って差し支えない。
- ・町本部においては、住家等一般的被害状況の調査、報告を他の被害に優先して行う。

調査報告を要する災害の規模

次の各号の基準のいずれかに該当した被害のあった事項について行う。

- (1) 準備体制、警戒体制をとったとき
- (2) 町が災害対策本部を設置したとき
- (3) 町内において自然災害により住家の被害が発生したとき
- (4) 災害の発生が県下広域に及び県地域に相当の被害が発生したと認められるとき
- (5) 災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告する必要があると認められるとき

住家等一般被害状況の判定基準

被害等区分	判定基準
死者	<input type="checkbox"/> 死体を確認し、又は死亡したことが確実な者
行方不明	<input type="checkbox"/> 所在不明となり死亡の疑いのある者 <input type="checkbox"/> 山崩れ、家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重傷	<input type="checkbox"/> 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者
軽傷	<input type="checkbox"/> 1ヶ月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全失 (全壊、全焼、全流失)	<input type="checkbox"/> 損失部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの <input type="checkbox"/> 住家の主要構造部の被害額がその住家の50%以上に達した程度のもの <input type="checkbox"/> 被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの
半失 (半壊、半焼)	<input type="checkbox"/> 損失部分の床面積がその住家の延面積の20%以上70%未満のもの <input type="checkbox"/> 住家の主要構造部の被害額がその住家の20%以上50%未満のもの <input type="checkbox"/> 被害住家の残存部分を補修すれば再びその目的に使用できるもの
床上浸水	<input type="checkbox"/> 床上に浸水した建物又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない建物
床下浸水	<input type="checkbox"/> 住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	<input type="checkbox"/> 建物の被害が半失には達しないが相当の復旧費を要する被害を受けた建物 (窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない)
住家	<input type="checkbox"/> 現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非住家	<input type="checkbox"/> 非住家とは、本調査で住家として取扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けたもの
1棟	<input type="checkbox"/> 「棟」とは、1の独立した建物をいう。なお、主家に付属している風呂、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
1戸	<input type="checkbox"/> 住家として居住するのに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位
世帯	<input type="checkbox"/> 生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舎、下宿等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舎等を1世帯とする。）

資料編

注)

- ・同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として取扱う。
 - ①全失 ②半失 ③床上浸水 ④床下浸水 ⑤一部破損
- ・破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として取扱う。
- ・住家の付属建物（便所、浴室等）の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する。（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）
- ・死体の調査計上は、罹災した市町村で行う。ただし、死体が漂着した場合で被災地が明確でない場合は、その者の被災地が確定するまでの間は、死体の保存（処置）地の被害として計上する。
- ・非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上する。なお、非住家として取扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況において調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上する。

商工業施設被害の調査、計上の留意事項

- 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。
- 店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数は計上せず件数と被害額のみを計上する。
- 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の相方に被害を生じたときの製品、商品、仕掛品原材料の被害件数は、() 書とする。
- 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- 共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合の協同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。
- 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価格の減少額等を計上する。
- 町営施設等の調査に当たっては、「町有財産被害調査表」によって行い、確定報告を文書によって行うときに添付して提出する。
- 被害計上に当たっては、農林被害との関係に留意し重複、脱漏の防止に努める。

資料編

観光施設被害の調査、計上の留意事項

- 区分欄のうち、その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。
- 建物、施設欄のうち、建物の被害は、一部破損以上の被害建物を計上する。
- 全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- 浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査するものとする。
- 町営施設等の調査に当たっては、「町有財産被害調査表」によって行い、確定報告を文書によって行うときに添付して提出する。

農地等の被害区分

項目	内容
流失	耕地の1割以上が流失した状態のもの
埋没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの
冠水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの

- ・ 農作物等作物被害は、その災害による収穫量の減収相当分を推定して計上する。

林業の被害状況調査方法

- (1)調査は、被害調査班農林商工担当が調査員を現地に派遣し、森林組合等の協力を得、また必要に応じて県支部関係職員の立会いを求めて調査する。
- (2)林業被害のうち、次の被害については、可茂県事務所が行うので、その被害を承知したときは、その旨県支部各班に連絡する。
- ・施工中の県営事業及び補助事業に関連のある被害
 - ・県有林（部分林を含む。）の立木及び林地被害
- (3)立木被害は、利用伐期齢以上のものは林産物の「木材関係」欄に、その他の立木は造林木被害として扱う。

教育関係施設の被害程度判定及び用途別区分の基準等

被害程度の区分の判定及び用途別区分は、おおむね次の基準による。

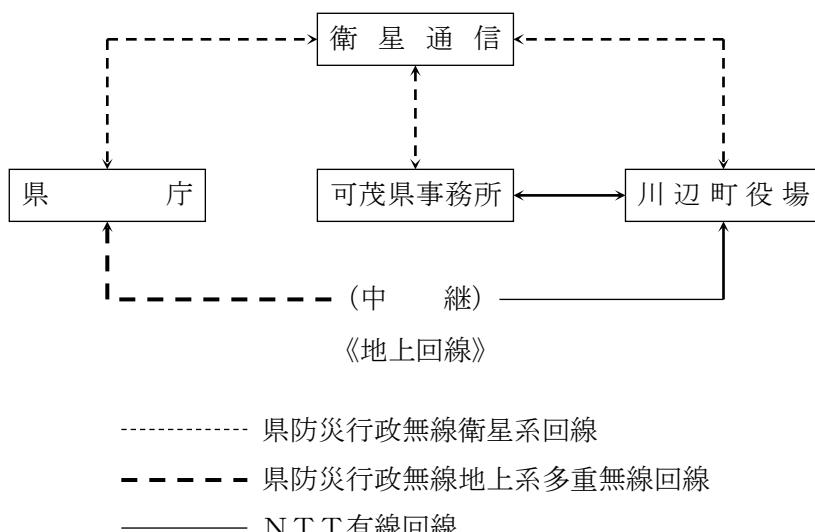
被害等区分	判定基準
全壊、全焼、流失	<ul style="list-style-type: none">・建物が滅失又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた状態。
半壊、半焼	<ul style="list-style-type: none">・建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない状態。・当該建物が復旧してもその安全保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。
一部破損	<ul style="list-style-type: none">・建物の構造部分が被害を受け、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害を受けた状態。
建物	<ul style="list-style-type: none">・当該学校の使用に供されている建物（建物に附属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の附帯設備を含む）。
建物以外の工作物	<ul style="list-style-type: none">・土地に固着している建物以外の工作物。 例）自転車置場、吹き抜けの渡り廊下等
土地	<ul style="list-style-type: none">・学校敷地、屋外運動場、実習地等の校地及び校地造成施設（校地造成施設とは、崖地の土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、砂場、造園工作物（樹木は除く。）等。
設備	<ul style="list-style-type: none">・児童、生徒用及び教師用の机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具、給食調理機械器具、食器等。

利用可能な通信施設・方法

町 ←→ 県	電話、県防災行政無線
町 ←→ 可茂消防事務組合本部	電話、県防災行政無線
町 ←→ 中消防署川辺出張所	電話、町防災行政無線
町 ←→ 加茂警察署	電話
町 ←→ 川辺町消防団	電話、町防災行政無線（同報系（屋外・戸別）、移動系）
町 ←→ 住民	防災行政無線（同報系（屋外、戸別））、すぐメール、ホームページ

岐阜県防災行政無線システム系統図

《衛星回線》



資料編

(通信方法)

1 県庁

- (1) 県防災行政無線電話使用の場合
 - ア 衛星回線・・・3-400-2-内線番号
 - イ 地上回線・・・400-2-内線番号
- (2) 内線電話使用の場合
 - ア 衛星回線・・・7-3-400-2-内線番号
 - イ 地上回線・・・7-400-2-内線番号

2 可茂県事務所

- (1) 県防災行政無線電話使用の場合
 - ア 衛星回線・・・3-510-2-内線番号
 - イ 地上回線・・・510-2-内線番号
- (2) 内線電話使用の場合
 - ア 衛星回線・・・7-3-510-2-内線番号
 - イ 地上回線・・・7-510-2-内線番号

通信施設の利用調整

- 他機関の専用施設を利用して通信を行うときは、緊急必要な事項を限定してできるだけ簡略に要点を明示して施設機関に要請する。
- 通信の要請は、通信を行おうとする班が統括班に協議し、その結果に基づき統括班が一括要請する。
- 統括班は、多数の通信を必要とする施設が不足し、通信の確保ができないときは、災害防除、災害救助に係る通信を優先させる。
- 特に他機関の専用施設を利用する場合は、必要に応じ、災害の防除と救助の通信に限定する。
- 有線通信途絶時の被害報告、あるいは現地連絡に対する指示連絡にあっては、各部門別の通信を避け、できる限りまとめて行う。
- 特に、急使（伝令）派遣時等にあっては、統括班は、町本部各部のほか警察等にも連絡し、一括通報する。

広報内容

広報の内容はおおむね次のとおりとし、災害時における民心の安定を図るとともに、災害情報を徹底するものとする。

項目	広報内容
事前情報の広報	気象に関する情報 河川の水位の情報 公共交通機関の情報 その他の情報
災害発生直後の広報	災害の発生状況 住民のとるべき措置 避難に関する情報（避難準備・高齢者等避難開始） 医療・救護所の開設状況 道路情報 その他必要情報
応急復旧時の広報	公共交通機関の状況 ライフライン施設の状況 食料、水、その他生活必需品等の供給状況 公共土木施設等の状況 ボランティアに関する状況 義援金、義援物資の受入れに関する情報 被災者相談窓口の開設状況 その他必要事項

資料編

災害警備広報

警察の行う災害時における災害警備広報は、おおむね次の方法で実施する。

項目	広報内容
広報事項	・災害の状況及びその見通し ・避難措置 ・犯罪の予防 ・交通の規制 ・その他警察措置
広報の方法	災害の種別規模等に応じて情報政策班を編成するほか、その保有する拡声器、インターネットなどの広報器材を活用して行うものとする。

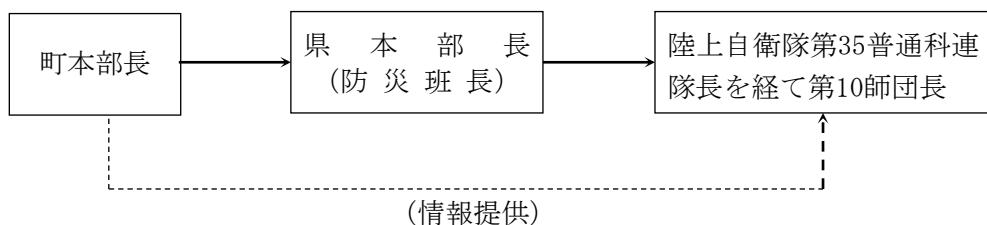
自衛隊派遣要請方法

天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合には、町本部長（町長）は、県本部長（知事）に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の災害派遣を要請することを要求することができる。

通信の途絶等で知事と連絡のとれないときは、町本部長は、自衛隊（陸上自衛隊第35普通科連隊長を経て第10師団長）に対し、その旨及び災害の状況を直接通知する。

町本部長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次により「要請に際し明確にすべき事項」を記載した文書をもって県本部長に要請の依頼を行う。

急を要するときは、口頭、電話又は防災行政無線で行い、事後速やかに文書を提出する。



自衛隊派遣要請の窓口

部隊名等	連絡先	
陸上自衛隊第35普通科連隊(守山) 第3科	N T T電話	052-791-2191 (内線 4832) 052-791-2191 (内線 4509) (夜間)
	F A X	052-791-2191 (内線 4839)
	防災行政無線	7-651-714 7-651-713 (夜間)
陸上自衛隊第10師団(守山) 防衛班	N T T電話	052-791-2191 (内線 4237) 052-791-2191 (内線 4301) (夜間)
	F A X	052-791-2191 (内線 4239)
	防災行政無線	7-651-713

自衛隊の活動内容

項目	内容
被害状況の把握	□車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行う
避難の援助	□避難の命令等が発せられ、避難、立退き等が行われる場合で必要が認められるとき、避難者の誘導、輸送等を行う
遭難者等の搜索救助	□行方不明者、負傷者が発生したとき、通常他の救援活動に優先して行う
水防活動	□堤防、護岸等の決壊に対し、土嚢作成、運搬、積込等を行う
消防活動	□火災に際しては、利用可能な消防用車両その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機等）をもって、消防機関に協力して消火に当たる □消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する
道路又は水路の用途回復等	□道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの復旧又は障害物の除去に当たる
応急医療、救護及び防疫	□被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う □薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する
人員及び物資の緊急輸送	□救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する □航空機等による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う
炊飯及び給水	□被災者に対し、炊飯及び給水を実施する
救護物資の無償貸与又は譲与	□「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」昭和33年総理府令第1号に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する
危険物の保安及び除去	□能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する
その他	□その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる

資料編

自衛隊の救援活動に要した経費負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その基準は次のとおりとする。なお、負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県本部が調達してその都度決定する。

- 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼動させるため必要とする燃料を除く。）水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料
- 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

自衛隊ヘリコプター派遣要請に関する留意事項

◇離着陸場所選定基準

- 緊急車両等の進入が可能な場所
- 周辺住宅、病院等への影響が少ない場所
- 地面は堅固で、傾斜角6度以内の場所
- 周辺に障害物がないこと（少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい）

◇離着陸における安全

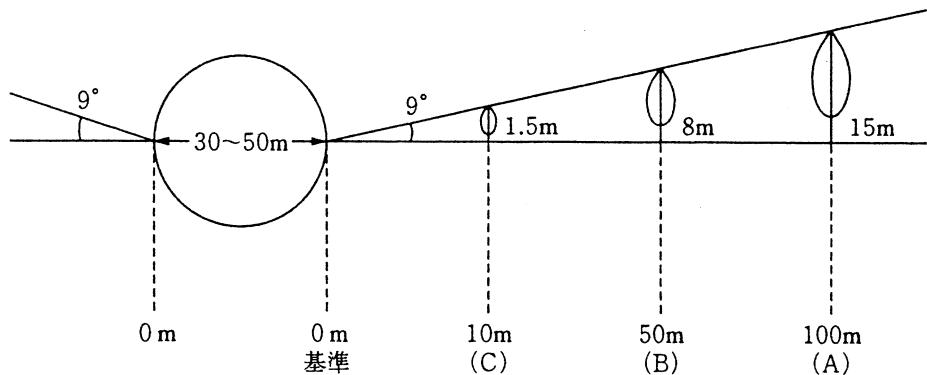
- 離着陸場は、平面にし、必要に応じて散水し、積雪時は踏み固める
- 離着陸場の半径25m以内には人が侵入しない
- ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、搭載量を超過しないよう計量器等を準備する
- 町は、緊急時におけるヘリコプターの発着可能なヘリポートの確保に努める
- ヘリコプターの発着場周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際しては、ヘリコプターの発着の障害とならないようとする

◇ヘリコプターの緊急離着陸場

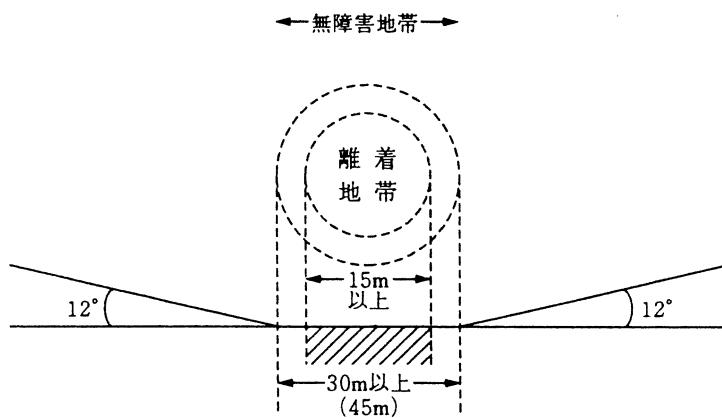
施設名	所在地	地積	電話	座標
川辺中学校	川辺町中川辺1367	100×110	53-2063	E 137° 04"30 N 35° 29"10
川辺北小学校	川辺町上川辺575	140×92	53-2885	E137° 05"10 N 35° 30"40
川辺西小学校	川辺町中川辺125	110×60	53-2038	E137° 03"58 N 35° 29"10
川辺東小学校	川辺町比久見785-4	130×50	53-2037	E137° 04"33 N 35° 29"52

◇ヘリコプター発着場選定基準

- ・地面は堅固で傾斜 6 度以内であること。
- ・周囲にあまり障害物がないこと。少なくとも 2 方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北 $100m \times 100m$ の面積があれば、下図のごとく障害物があっても離着陸可能。
- ・小型ヘリコプターについては、1 機あたり直径 30m 以上、中型及び大型ヘリコプターにあっては、1 機あたり直径 50m 以上の空地があること。
- ・大型ヘリコプターは無障害地帯 $150m \times 100m$ とする。

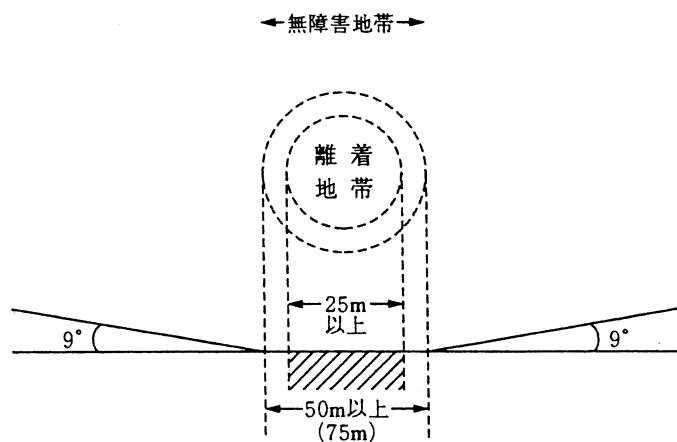


小型機（OH-6）の場合（カッコ内は夜間）

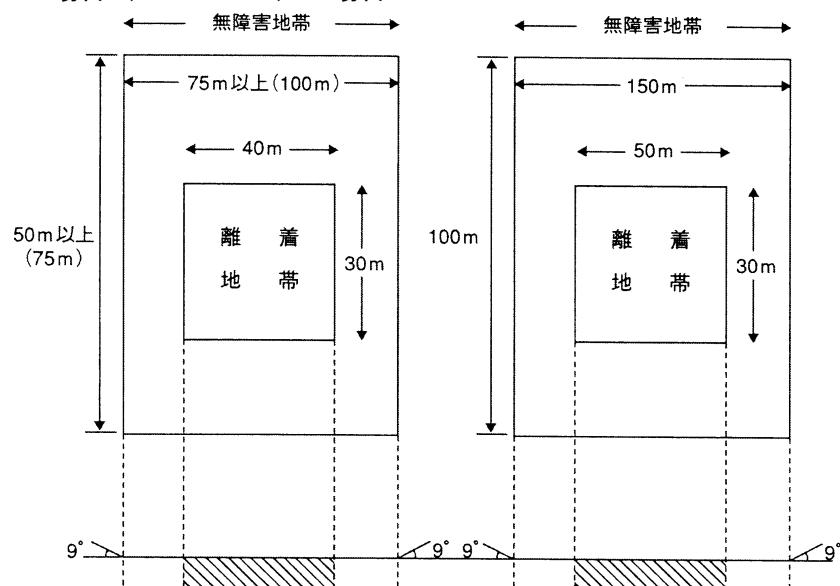


資料編

中型機（HU-1）の場合（カッコ内は夜間）



大型機（V-107）の場合（CH-47J）の場合

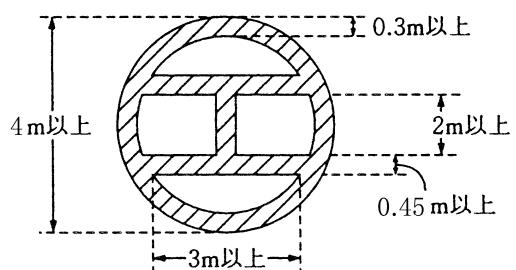
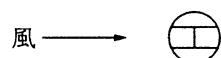


◇ヘリコプター離着陸場の標示

- 風向きに対して、石灰等で○Hを書くこと。

標 示 図

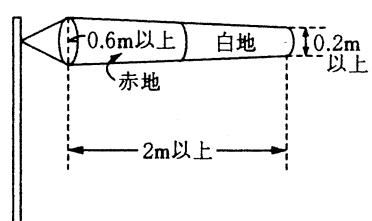
資料編



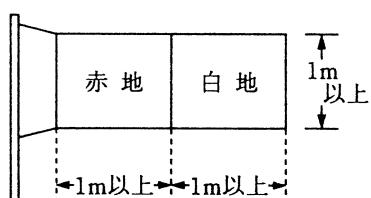
(注) 斜線内は白色、積雪時は赤色とする。

- ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹き流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

(吹き流し)



(旗)



消防相互応援協定締結市町村

協定名	災害の種類	協定締結の相手	締結年月日
消防相互応援協定	全ての災害を対象	美濃加茂市	昭和41年12月1日
		七宗町	
		八百津町	
		坂祝町	昭和63年 3月1日
		富加町	
		白川町	
		東白川村	
		可児市	
		御嵩町	

県防災ヘリコプター応援要請

□ 消防組織法上の災害に係る活動について、知事に対する応援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによる。

岐阜県防災航空隊

TEL：058-385-3772 FAX：058-385-3774

資料編

関連業者との災害支援協定

災害協定書一覧表

No.	協定書名	協定先	協定日	摘要
1	災害発生時における川辺町と川辺郵便局等の協力に関する協定	川辺郵便局 局長 渡辺 佳則 川辺麻生郵便局 局長 中島 大輔 美濃加茂郵便局 局長 大前 弘文	H9.9.10 H29.3.2 修正	郵便
2	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書	岐阜県知事 梶原拓 岐阜県町村会会長 中井勉 岐阜県市長会長 浅野勇	H10.3.10	
3	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	岐阜県石油商業組合加茂支部 加茂支部長 榊間 修	H14.12.12	
4	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	社団法人岐阜県エルピーガス協会可茂支部 可茂支部長 脇田房雄	H15.1.29	
5	災害時の医療救護に関する協定書	社団法人 加茂医師会 会長 山田 實紘	H17.8.19	
6	災害時応援協力に関する協定書	可茂地区電気工事協議会 会長 北村 和重	H18.10.23	
7	川辺町災害応援協力に関する協定	ライン生コン株式会社 代表取締役 横関宏也	H18.6.19	土木
8	災害応急工事等に関する協定書	加茂水道工業株式会社 代表取締役 奥田重信	H21.4.17	土木
9	災害応援協力に関する協定	社団法人岐阜県公共嘱託登記土地調査士協会 理事長 大久保正博 中濃支所長 伊藤和雄	H21.9.17	
10	災害時の放送に関する協定	中部ケーブルネットワーク株式会社愛岐局 愛岐局長 塩田 明己	H21.11.13 H28.11.18 修正	
11	災害応急工事等に関する協定書	川辺町防災協力会 会長 高橋左千夫	H22.4.30	土木
12	災害時要支援者への避難施設に関する協定書	社会福祉法人 慈恵会 理事長 山田實紘	H22.9.13	
13	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 中部地方整備局長 富田英治	H23.5.12	
14	災害時における相互応援に関する協定書	めぐみの農業協同組合 代表理事組合長 岡田忠敏	H23.6.27	
15	災害時における電気の保安に関する協定書	(財)中部電気保安協会 岐阜支部長 杉浦 光	H23.12.10	
16	全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時応援協定	登米市、由利本荘市、大潟村、喜多方市、潮来市、戸田市、香取市、阿賀町、南砺市、美浜町、富士河口湖町、下諏訪町、海津市、愛西市、東郷町、高浜市、大台町、豊岡市、加古川市、遠賀町、菊池市、日田市、薩摩川内市	H24.7.27	
17	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター 理事長 棒 賢一	H24.8.1	
18	災害時支援協力に関する協定書	髙明智ゴルフ俱楽部 代表取締役 福永美晴	H24.8.2	
19	災害時における応急対策活動に関する協定書	岐阜県瓦葺組合可茂支部 代表者 支部長 丸茂好夫	H24.12.25	
20	岐阜県水道災害相互応援協定	県内水道事業者 (市町村及び県営水道用水供給事業者)	H9.4.1	水道
21	災害応急業務等に関する協定書	有限会社 岐東衛生社 代表取締役 廣瀬誠	H25.10.1	
22	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社 スギ薬局 代表取締役 榊原栄一	H26.1.6	
23	可茂地域における災害時相互応援に関する協定書	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、可茂県事務所	H26.1.28 H29.3.27 修正新規加盟	

資料編

No.	協定書名	協定先	協定日	摘要
24	災害時の歯科医療救護に関する協定書	一般社団法人 加茂歯科医師会 会長 山田 幸治	H26.3.18	
25	川辺町災害応援協力に関する協定	ライン生コングループ(ライン生コン(株)、ライン建販(株)、(株)キンジョー、大道(株)) 代表取締役 横関宏也	H26.5.28	土木
26	災害時支援協力に関する協定	上川辺区 区長 金澤康年、大豊製紙(株) 代表取締役 松浦真左基	H27.3.12	
27	災害時支援協力に関する協定	上川辺区 区長 金澤康年、川辺バイオマス発電(株) 代表取締役 松浦真左基	H27.3.12	
28	災害時非常無線通信の支援に関する協定	川辺町防災ハムクラブ 代表 平岡 守	H27.10.20	
29	災害時における物資供給に関する協定書	ゲンキー株式会社 代表取締役社長 藤永賢一	H30.3.6	
30	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社 バローホールディングス 代表取締役社長 田代 正美	H30.3.13	
31	災害時における応急生活物資供給に関する協定書	生活協同組合コープぎふ 理事長 大坪 光樹	R1.11.12	
32	災害時支援協力に関する協定書(施設)	ライン生コン株式会社 代表取締役 横関 宏也	R2.5.12	
33	災害時における給食施設の復旧等に関する協定書	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 関口 昌太朗	R2.6.29	
34	災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社 加茂営業所長 藤井 恒一	R2.8.19	
35	川辺町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	社会福祉法人川辺町社会福祉協議会 会長 加藤 賢	R2.10.5	

資料編

消防協定書一覧表

No.	協定書名	協定先	協定日	摘要
1	可茂地区市町村消防団消防相互応援協定書	管内各市町村長	H11.4.30	
2	岐阜県内の高速道路等における消防相互応援協定書	関係市町村長及び関係消防本部	H21.3.2	
3	緊急時における農業用水施設使用に関する協定書	木曽川右岸用水地区管理体制整備推進協議会	H23.6.1	

庁用自動車一覧

No.	車名	車番	無線
1	トヨタ プロボックス(ワゴン)	岐阜 502 た 7718	かわべ 15
2	トヨタ プロボックス(ワゴン)	岐阜 502 た 4769	かわべ 4
3	トヨタ プロボックス (バン)	岐阜 400 ぬ 7490	かわべ 6
4	スズキ ワゴンR	岐阜 580 ゆ 6325	かわべ 1
5	スズキ ワゴンR	岐阜 581 に 5235	かわべ 20
6	ニッサン マチ	岐阜 502 す 261	かわべ 11
7	トヨタ アクア	岐阜 503 ね 9527	かわべ 18
8	トヨタ プリウス	岐阜 500 ぬ 5818	かわべ 13
9	トヨタ ハイエースワゴン	岐阜 302 ね 2750	かわべ 19
10	トヨタ タウンエース	岐阜 400 に 495	かわべ 8
11	トヨタ シエンタ	岐阜 503 ね 836	
12	スズキ エブリィ	岐阜 480 け 73	かわべ 9
13	ダイハツ 軽トラック	岐阜 480 ね 890	かわべ 16
14	スズキ エブリージュ	岐阜 480 あ 6579	かわべ 12
15	スズキ ジムニー	岐阜 581 き 6451	かわべ 14
16	スズキ エブリーワゴン	岐阜 582 き 6908	
17	トヨタ クラウン	岐阜 301 む 3625	
18	トヨタ エスクァイア	岐阜 503 み 968	かわべ 2
19	ダイハツ ハイゼットカーゴ	岐阜 480 ぬ 933	かわべ 17
20	スズキ エブリィ	岐阜 480 き 4528	かわべ 3
21	マツダ ボンゴブローニイ	岐阜 46 み 7914	かわべかいようセンター1
22	日野 リエッセ(ゴールド) (29人)	岐阜 200 さ 1037	かわべ 7
23	日野 リエッセ(シルバー) (29人)	岐阜 200 さ 2360	
24	日産 NV350 (14人)	岐阜 200 さ 3573	
25	日産 NV350 (14人)	岐阜 200 さ 3711	
26	ダイハツ ムーヴ	岐阜 50 や 0750	
27	ダイハツ ムーヴ	岐阜 50 や 8958	
28	三菱 キャンター	岐阜 100 す 1031	
29	ダイハツ ハイゼット		
30	スズキ エブリィ	岐阜 50 や 8356	
31	積載車(消防団 1-1)	岐阜 832 ふ 119	かわべだいいちぶんだん 1
32	積載車(消防団 1-2)	岐阜 88 ろ 7938	かわべだいいちぶんだん 2
33	ポンプ自動車(消防団 2-1)	岐阜 832 ぬ 119	かわべだいにぶんだん 1
34	積載車(消防団 2-2)	岐阜 832 め 119	かわべ 10
35	積載車(消防団 3-1)	岐阜 88 ろ 4479	かわべだいさんぶんだん 1
36	ポンプ自動車(消防団 3-2)	岐阜 830 み 119	かわべだいさんぶんだん 2
37	積載車(消防団 3-3)	岐阜 832 や 119	かわべだいさんぶんだん 3
38	積載車(消防団 4)	岐阜 830 ね 119	かわべだいよんぶんだん 1
39	積載車(消防協力隊)	岐阜 88 る 9989	かわべだいにぶんだん 2

輸送及び移送の範囲

項目	内容
被災者避難のための移送	<input type="checkbox"/> 本部長（町長）、警察官等の避難指示者の指示に基づく長距離避難
医療及び助産のための移送	<input type="checkbox"/> 重症患者のため救護班で処置できない者等の移送 <input type="checkbox"/> 医療チームの仮設する診療所への患者移送 <input type="checkbox"/> 仮設診療所への医療班関係者の移送
被災者救出のための輸送	<input type="checkbox"/> 救出に必要な人員、資材等の輸送 <input type="checkbox"/> 救出した被災者の移送
飲料水供給のための輸送	<input type="checkbox"/> 飲料水の直接輸送 <input type="checkbox"/> 飲料水確保のために必要な人員、ろ過機その他機械器具、資材の輸送
救助用物資の輸送	<input type="checkbox"/> 被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品 <input type="checkbox"/> 炊き出し用食料 <input type="checkbox"/> 学用品 <input type="checkbox"/> 救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の輸送
遺体搜索のための輸送	<input type="checkbox"/> 遺体搜索のために必要な人員、資材等の輸送
遺体処理のための輸送	<input type="checkbox"/> 遺体処理のための医療班員、衛生材料等の輸送 <input type="checkbox"/> 遺体を移動させるために必要な人員、遺体の移送
その他の移送及び輸送	<input type="checkbox"/> 上記以外で移送及び輸送の必要が生じた場合、町本部は次の事項を明示して、可茂県事務所に範囲外輸送を要請する <ul style="list-style-type: none"> ・輸送の種類及び輸送物資の内容等 ・輸送区間又は距離 ・輸送を要する物資等の数量、積載台数等 ・輸送を実施しようとする期間 ・輸送のために必要とする経費の内容及び金額 ・輸送を要する理由 ・その他

資料編

費用の基準及び支払

- 輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、地域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。
- 自家用車等の借上げについては、借上謝金（運転手付等）とし、運送業者に支払う料金の範囲内（おむね8割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。
- 官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。
- 輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は、輸送明細書を請求書に添付して提出するものとする。

災害時のボランティア活動

(1) 被災者の人命救助や負傷者の手当

これらの活動は、専門的技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。

(2) 被災建物の危険度調査

被災した建物が、その後の余震に耐えられるかどうかを判定する業務であり、建築士等で専門的な技術を習得した人が中心となる。

(3) 罹災者の生活支援

(ア) 避難所援助

食料、飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け、洗濯、入浴、理美容サービス、高齢者、身体障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話相手、子供の世話、学習援助、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（パソコン通信、ミニコミ紙の作成、配布）

(イ) 在宅支援

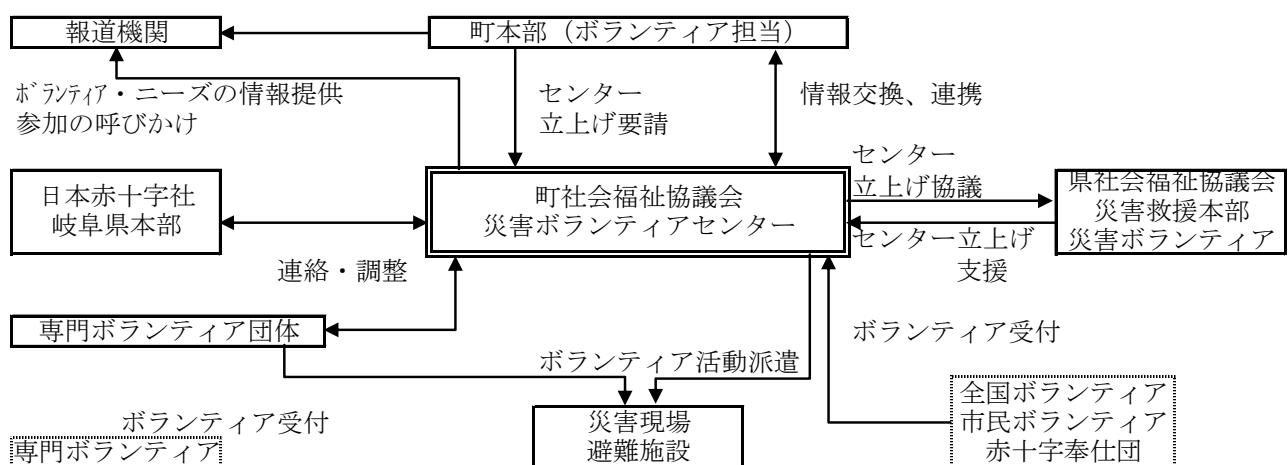
高齢者、身体障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）、食料、飲料水、生活物品の提供、生活情報の提供（パソコン通信、ミニコミ紙の作成、配布）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯、入浴、理美容サービスなど

(ウ) その他

被災者のニーズ把握、援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕、ホームステイ・里親、営業マップの作成、配布、引越し等の手伝いなど

資料編

災害救援ボランティア概略図



ため池一覧

※危険度（1：直ちに要改修 2：要改修 3：改修済）

ため池名	所在地	受益面積(ha)	堤高(m)	貯水量(千m ³)	※危険度
小原ため池	川辺町権現山 11-25	24.0	9.0	38.40	2
花井ため池	川辺町比久見 1330	2.0	5.0	6.90	2
長谷上ため池	川辺町福島 377	4.0	6.0	8.80	2
梅洞ため池	川辺町福島 464-2	4.0	5.7	6.00	3
馬渕下ため池	川辺町下川辺 1255	14.0	6.0	7.00	3
山楠上ため池	川辺町西柄井 1814-1	31.0	7.8	12.50	2
別所下ため池	川辺町上川辺 1946	29.0	9.1	2.80	3
別所上ため池	川辺町上川辺 1950-1	29.0	9.0	7.50	2
山中下ため池	川辺町鹿塩 1672-2	3.0	5.0	4.00	3

火災警報発令基準

- 火災警報とは、消防法第22条第3項の火災に関する警報のこと。
- 火災予防上、可茂消防事務組合管理者が危険であると認め、かつ、気象の状況が次の各号のいずれかであるときに発令する。（可茂消防事務組合火災予防規則第3条）
 - (ア) 実効湿度60%以下で、最小湿度30%以下であるとき
 - (イ) 実効湿度65%以下で、最小湿度が35%以下であって、かつ現に風速7m以上であるとき又は風速7m以上になると予想されるとき
 - (ウ) 現に、風速10m以上であるとき、又は風速10m以上になると予想されるとき
 - (エ) (ウ)の場合において、降雨若しくは降雪のとき、又は実効湿度が70%以上で、最小湿度が50%以上であるときは、同項の規定を適用しない。ただし、台風時はこの限りでない。
 - (オ) 発令した火災に関する警報は、火災予防上管理者がその必要がないと認めたときは解除する。

資料編

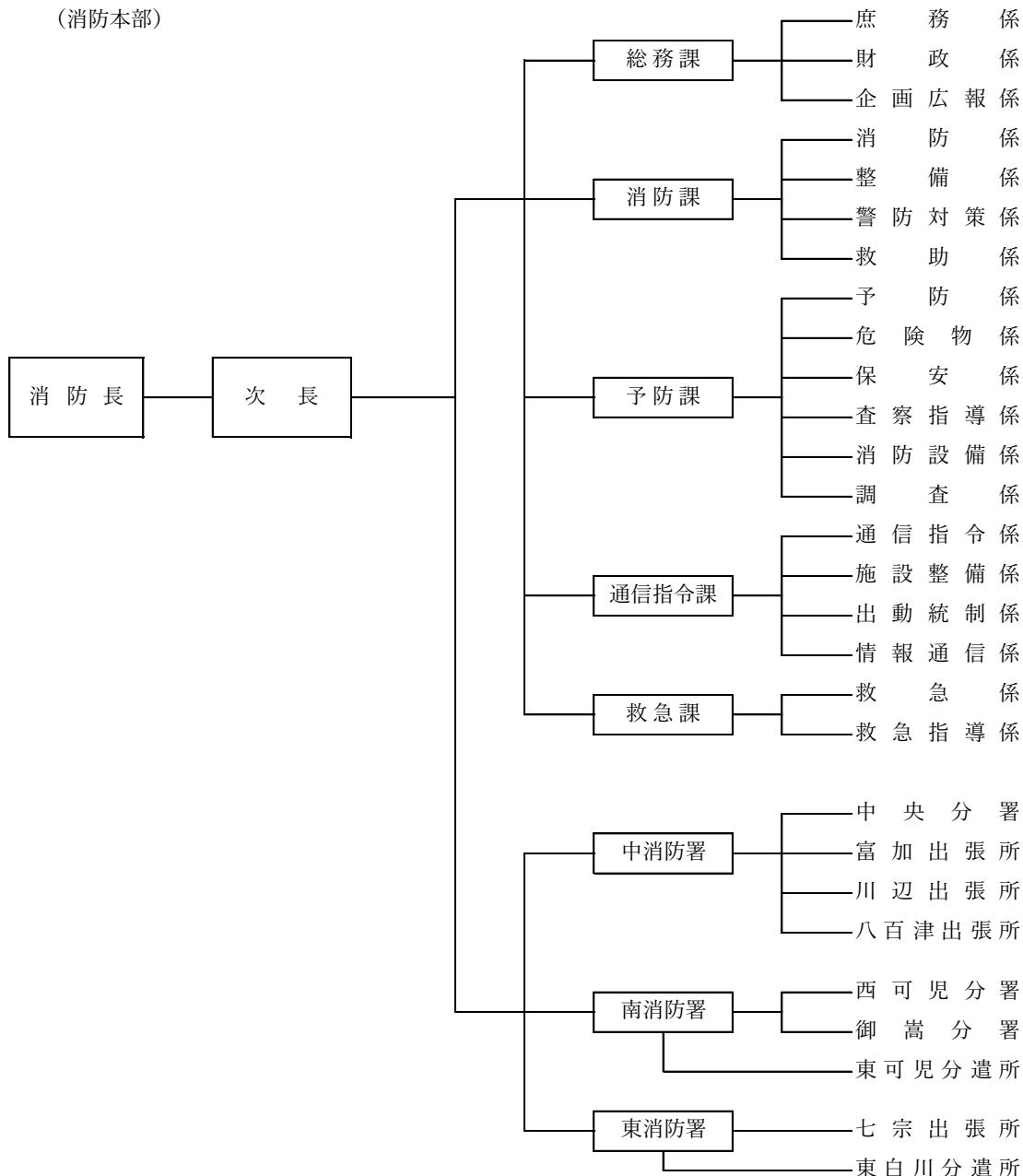
消防団出動計画

- 生命、身体及び財産に被害が発生した場合、消防団は出動しそれぞれの業務に服する。
- 火災以外の災害における出動は、それぞれの計画に定めるものほか団長の命令による。
- 分団長は、担当区域内の災害発生については、報告と臨機の処置の責めに任ずる。
- 現地本部は、当初火災等発生地の分団において分団本部を設置し、以後消防団全般の展開に伴い消防団本部に移動する。
- 鎮火後の警備は、火災等発生地元の分団とする。
- 消火等活動終了後、分団長は活動概要、人員機械器具の異常の有無等を速やかに報告する。
- 火災延焼中で、更に拡大のおそれがあり、現場の出動隊では防御できないと認めるときは、消防職員は、可茂消防事務組合に応援の要請を行う。

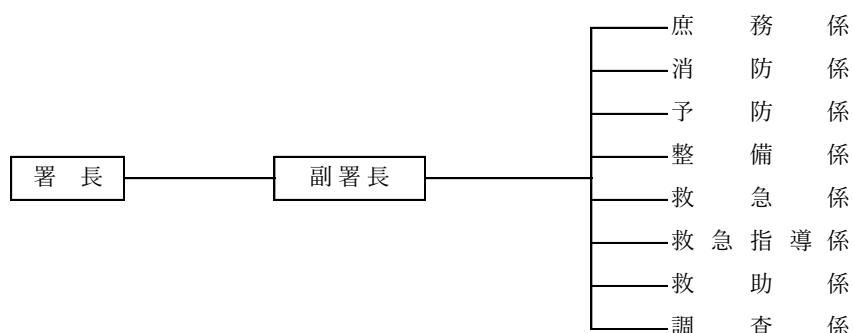
可茂消防事務組合

消防本部及び消防署等の組織

(消防本部)



(消防署)



火災防御計画

◇消防機関の出動

- 火災の発生を知ったときは、迅速に火災現場に急行する。
- 適切な作業により、火災を極力初期のうちに鎮圧する。

◇現場到着

- 停車は、いかなる場合でも直ちに放水のできる水利に位置する。
- 停止の位置は、できるだけ発車しやすく、他の隊との連携がしやすく、他の隊の進行を妨げない位置で、かつ、吸水のしやすい平坦で地盤の堅い場所を選定する。
- 指揮者は、到着と同時に噴煙の状態、その他の状態により的確に現場状態を把握し、防御法の目算をたて、効率的な消火活動ができるよう指揮をとる。

◇注水準備

- 水利部署は、できるだけ火点の近くにあって、防御に有利な水利でしかも迅速確実に行動のできる風上に位置する。
- 火点に進入して筒先の位置を決定する重要な動作であり、建物、地形的距離等により火点の近くを先に延長し、注水位置の選定に余裕の時分をつくる。
- 火位置による進入法
 - ・火災の初期より火災中期までは、屋内進入部署によって一挙にこれを制圧する。
 - ・火災中期から火災後期にかけては、守勢的部所によって延焼阻止を最優先とする。
 - ・機を失すことのないよう屋内進入方法をとる。
 - ・火災後期は、もっぱら周囲への延焼阻止を主眼とし、暫時残火鎮圧の方法をとる。
- 建物内の人命救助
 - ・要救助者を確認した場合、指揮者は難易要救助者の多寡を考慮して、周到な指揮により救助する。
- 建物内外の危険物の撤去措置
 - ・高圧ガス等の危険物を早期に撤去するものとする。

資料編

◇送水

- 送水の開始は、迅速確実を期する。
- 注水部未定の場合は、水圧により危険を伴うため、筒先からの「送水始め」の伝令を受けて送水する。
- 送水中は次の点に注意する。
 - ・筒先圧は、3～5 kg/cm²程度。
 - ・機関の状態に注意し、機関能力の80%を限度。
 - ・エンジンの回転は、自動車1, 200回転、小型動力ポンプ3, 500回転以上は上げないこと。
 - ・各計器を注視すること。
 - ・一時停止の場合、水を落とさないようポンプ圧力を保つものとする。

◇注水

- 注水は、水を的確有効に燃焼部に到着させ、温度を下げ、これを消火し、未燃焼物への延焼を防止する手段である。
- 次の点に注意して実施する。
 - ・注水は延焼防止に主眼を置く。
 - ・火面にできるだけ接近する。
 - ・燃焼物の実体に注水する。
 - ・注水の範囲を的確に把握する。
 - ・地上での注水はなるべく避ける。
 - ・注水は必要最小限にする。
 - ・煙が排出されないとときは、噴霧ノズルにより排出させる。

◇残火処理

- 延焼防止措置が成功した後、次の要領により残火処理する。
 - ・あらかじめ担当範囲を決め、鎮圧の徹底を図る。
 - ・残存建物は、高所を先に残火処理を行い、周囲から順次中央部へと処理する。
 - ・注水はなるべく接近し、残火の潜在する場所の支障となる物を除去し、完全に処理する。
 - ・焼け残り物の除去、小破壊をする場合には、火災原因調査の支障とならないよう注意する。
 - ・上方からの落下物には十分注意する。

資料編

◇防御活動の終結

帰隊準備	□ 使用したホース、吸水管及び器具等速やかに撤収する
現場点検	□ 機械器具の撤収が終了した場合人員、機械器具は、員数票と対象点検し、異常の有無はもらさず指揮者に報告する
帰隊途中の注意	□ 帰隊に際しては、一般道路交通法を遵守し、器具等の落下防止を図る □ 再出動の準備のため、ホースの交換と燃料の補給に努め、何時でも出動できるよう準備をする

火災報告の種別及び報告期限

報告種別	報 告 期 限	
	消防本部→県本部	県本部→消防庁
火災報告	県本部長の指示する日	1年分を取りまとめ2月
火災四半期報	4月、7月、10月、1月	5月、8月、11月、2月
火災詳報	県本部長の指示する日	消防庁長官の指示する日
火災即報	即 時	即 時

□火災詳報は、火災による損害が相当な規模になる火災、特殊な出火原因による火災又は特殊な態様による火災で、知事が指定し、報告を求めたものについて提出する。

□火災即報は、次のいずれかに該当する火災について報告する。

【一般基準】

- ・死者が3人以上生じたもの
- ・死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

【個別基準】

ア) 建物火災

- ・特定防火対象物で死者の発生した火災
- ・建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- ・損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- ・焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- ・空中消火を要請したもの
- ・住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

- ・船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの
(航空機火災、列車火災、その他)

資料編

消防信号

信号別	種 別	余韻防止付サイレン信号
火 災 信 号	近火信号（消防詰所から約800m以内のとき）	約3秒 ^ ○—○○—○ ▽ 約2秒（短声連点）
	出動信号（署所団出動区域内のとき）	約5秒 ^ ○—○—○— ▽ 約6秒
	応援信号（署所団特命応援出動のとき）	
	報知信号（出勤区域外の火災を認知したとき）	
	鎮火信号	
山 林 火 災 信 号	出動信号（署所団出動区域内）	約10秒 ^ ○—○— ▽ 約2秒
	応援信号（署所団特命応援出動）	同 上
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	約30秒 ^ ○—○— ▽ 約6秒
	火災警報解除信号	約10秒 約1分 ^ ^ ○—○— ▽ 約3秒
演習召集信号	演習召集信号	約15秒 ^ ○—○— ▽ 約6秒

水防配備計画

配備区分	配備基準	出動									
		配備場所					配備担当				
警戒配備	大雨等の注意報が発令されたとき	町内河川（危険地域の巡視）					建設担当				
巡回配備	警戒水位に達したとき	町内河川（危険地域の巡視）					建設担当・消防団				
非常配備	警戒水位を超えたとき	本部長が指定する場所					建設担当・消防団				

水防資機材

箇所名 備品名	上川辺 (北小)	石神 (やすらぎ)	中川辺 (役場)	中川辺 (西小)	中川辺 (中学校)	西柄井 (詰所)	下川辺 (公民館)	鹿塩 (広場)	福島 (詰所)	比久見 (B G)	比久見 (東小)	下吉田 (詰所)	下麻生 (北公)	下麻生 (下麻生G)
二つ折担架	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ツルハシ	2		2		1	2		2	2	1		2	2	
大ハンマー	2	1	2	1	1	2	1	2	2	2	1	2	2	1
掛や	2	1	2	1	1	2	1	2	2	2	1	2	2	1
ケンスコ	5	4	5	3	3	5	4	5	5	5	3	5	5	4
番線カッター	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
バール	4	2	4	2	4	4	2	2	4	2	2	4	4	2
万能斧	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
折込鋸	2	2	2	1	1	2	1	2	2	2	1	2	2	1
エンジンカッター			1											
ジャッキ	1		1	1	1	1		1	1			1	1	
救助ロープ(m)	50					50		50	50			50	50	
ヘルメット	10	5	8	5	5	10	4	6	10	10	5	10	10	3
土嚢袋	100		100	100	50	200		250	200	100	100	100	200	
発電機	1	1	1	1	1		1	1		1	1	1		1
投光器	1	1	1	1	1		1	1		1	1	1		1

資料編

非常警戒の巡回時の留意点

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- (2) 裏法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 天端の亀裂又は波下
- (4) 堤防の溢水状況
- (5) 樋門の両袖又は低部よりの漏水と扉の締り具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取付け部分の異状

降雪・除雪等に関する情報の連絡系統



救出の対象者

- (1) 災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者
- ・火災の際に火中に取り残されたような場合
 - ・水害の際に流出家屋とともに流され、又は孤立した地点に取り残されたような場合
 - ・崖崩れ等により生き埋めになったような場合
 - ・登山者が多数遭難したような場合（一般的には登山者が遭難した場合は、原則として山岳クラブ等の団体が実施するもので町本部が協力する。）
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死の確認が明らかでない者

資料編

災害救助法による被災者救出の実施基準

項目	手順その他必要事項等
救出期間	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 被災者救出の実施は、災害発生の日から3日以内とする<input type="checkbox"/> 災害発生から4日以上経過しても、まだ救出を要する者が生じ、災害救助法による救出の必要がある場合、町本部は法定の救出期間内に、次の事項を明示して、可茂県事務所を通じて県本部に期間延長を要請、連絡する<ul style="list-style-type: none">・延長を要する予定期間・延長を要する地域・延長を要する理由又はその状況・救出を要する人数
事務手続	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 町本部は、次の諸記録を作成し、整備保管する<ul style="list-style-type: none">・救助実施記録日計票・被災者救出状況記録簿・救助の種目別物資受払状況<input type="checkbox"/> 町本部は、救出期間中その状況を毎日「救助日報」により、毎日県支部救助班を通じて県本部へ報告する
費用範囲	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 借上料<ul style="list-style-type: none">・舟艇その他救助に必要な機械器具の実際に使用した期間分の借上費<input type="checkbox"/> 修繕費<ul style="list-style-type: none">・救出のため使用した機械器具の修繕費<input type="checkbox"/> 燃料費<ul style="list-style-type: none">・機械器具の使用に必要なガソリン代、石油代あるいは救助実施のため必要な照明用の灯油代金等

救助活動チーム

項目	手順その他必要事項等
救助活動チーム	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 統括班防災担当<input type="checkbox"/> 可茂消防事務組合<input type="checkbox"/> 医療班派遣者、全班から選出された救助者

災害救助法による救助の種類と実施者

- 町は、被災者の生活基盤、経済活動を早期に回復するための支援を迅速に実施するため、「岐阜県地震防災行動計画」に基づき、あらかじめ災害救助法の運用マニュアルの整備を行う。
- 災害救助法による救助の種類とその実施者は、次表のとおりとする。

救助の種類	実施期間	実施者
避難場所の設置及び受入れ	7日以内	町本部（住民部門・避難所開設班）
炊出し及び食品の給与	7日以内	町本部（住民部門・炊き出し班）
飲料水の供給	7日以内	町本部（インフラ部門・被害調査班）
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝町本部（住民部門・物資・食糧管理供給班）
医療	14日以内	医療班派遣＝県本部、日赤支部、町本部（住民部門・医療班）
助産救助	分べんした日から 7日以内	その他＝町本部（住民部門・医療班）
学用品の給与	教科書1ヵ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝町本部（住民部門・学校・こども園調整班）
災害にかかった者の救出	3日以内	町本部（全班）
埋葬	10日以内	町本部（住民部門・医療班）
仮設住宅の建設	着工より20日以内	町本部（インフラ部門・インフラ庶務班）
住宅応急修理	1ヵ月以内	町本部（インフラ部門・インフラ庶務班）
遺体の搜索	10日以内	町本部（事務部門・情報班、全班）
遺体の処理	10日以内	町本部（住民部門・医療班）
障害物の除去	10日以内	町本部（インフラ部門・被害調査班）

資料編

- (注) 1 本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので実際の業務に当たっては、県本部実施分を町本部が、町本部実施分を県支部等が実施することが適當と認められるときは、県本部長が実情に即して決定するものとする。
- 2 救助法の実施は、県本部長である知事が法的責任者であるが、町本部の行う救助活動は、災害救助法第30条の規定による知事の町長に対する職権委任に基づくものである。
- 3 救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び可茂県事務所に報告又は連絡をするものとする。ただし、実施に当たって連絡するいとまのないときは、町本部で実施した結果を報告するものとする。

避難勧告・避難指示（緊急）実施責任者

実施者	内容
町本部長	<input type="checkbox"/> 洪水及び地すべりに伴う避難 <input type="checkbox"/> その他の災害に伴う避難
県知事又は知事より命を受けた土木関係職員	<input type="checkbox"/> 水害及び地すべりに伴う避難 <input type="checkbox"/> 県知事は、本部長（町長）が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき、避難指示を行う。
警察官	<input type="checkbox"/> 全災害による避難
災害派遣中の自衛隊員	<input type="checkbox"/> 全災害による避難（その場に警察官がいない場合）

※緊急を要し、現地で直接指示、勧告を行う必要がある場合は、現地で活動中の消防部員、消防団員等が直接行う。

避難時の服装、所持品等

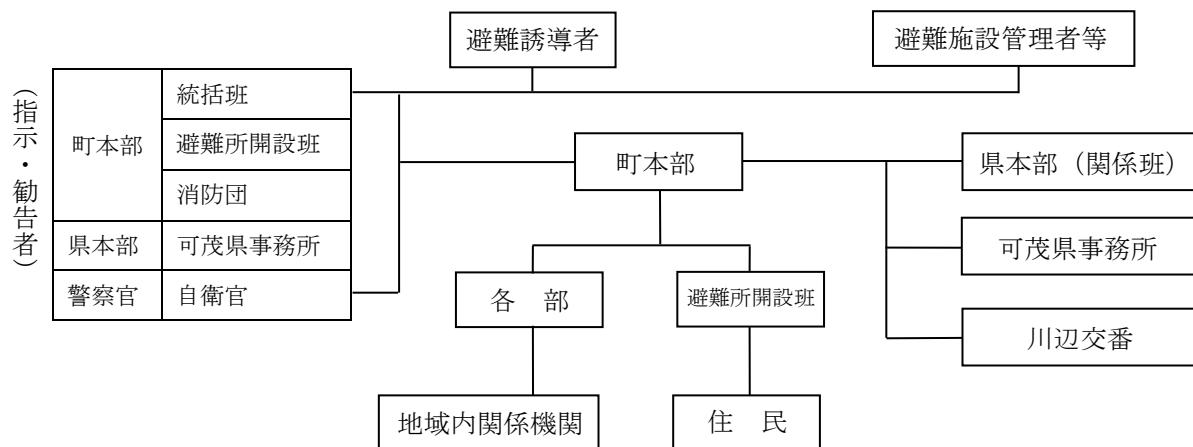
項目	内容
着衣等	<input type="checkbox"/> 避難時には、次のものを着用又は携行する <ul style="list-style-type: none"> ・頭部保護のため、座布団、ヘルメット等を着用する ・夏季等でも身体の裸出をさけ、できるだけ厚着する ・夜間は懐中電灯を携行する ・ロープ、紐等を携行する
携帯品（所持品）	<input type="checkbox"/> 自力で所持できるように最小限にとどめ、避難の邪魔にならない程度とする <input type="checkbox"/> 避難時には、次のようなものを携帯する <ul style="list-style-type: none"> ・主食（にぎり飯、パン等） 2～3食分程度 ・飲料水 ・副食（缶詰、漬物等） ・貴重品（現金、通帳、印鑑） ・肌着等衣類（雨具、毛布、着替え、軍手等） ・その他（タオル、チリ紙、携帯ラジオ、懐中電灯、ビニール袋、マッチ・ライター等）

避難上の留意点

項目	内容
避難順序	<p>□避難を段階的に行うときは、傷病者、身体障がい者、老人、幼児等を先にし、健常者は後にする</p>
集団避難	<p>□避難は集団で行い、単独行動は避ける</p> <p>□誘導者は、集団の先頭と後尾につく</p> <p>□誘導員は、集団人員を掌握し、脱落者を防ぐためにロープ等により集団を確保する</p> <p>□集団の配列は、老人や子供を中心の安全な場所に位置させ、集団の安全確保を図る</p> <p>□集団の規模あるいは危険度の高いときは、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を確保する</p> <p>□誘導補助者が不足し、あるいはいない場合は、避難者等の中から壮健な者が誘導補助者あるいは直接誘導者となって集団の統制をとる</p>
病人等の避難	<p>□病人、乳幼児等自力で行動のできない者がいる場合、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し必要に応じ担架、車両等によって移送する</p>
その他事故防止	<p>□台風時にあっては風をよけるため家屋の下を通るようなことを避け、建物が倒れても下敷きにならないようにする</p> <p>□避難中、電線が垂れ下がっているような場合は、絶対に触れない</p> <p>□自動車交通の頻繁な道路を避難するときは、交通事故の防止に努め必要に応じ警察等と連絡し、安全を期する</p> <p>□避難のために家屋等を空ける場合は、盗難防止あるいは財産保全のため戸締り施錠を厳重にし、家財等の処置(浸水時等にあっては家財等を高い所に移す等)を行う</p> <p>□避難にあたっては、ガスの元栓を締め、電気のブレーカーを切ること</p>
自主防災組織による避難活動	<p>□自主防災組織は、自ら又は町等の指示により、次の避難活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の地域内居住者等への伝達の徹底 ・避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知 ・老人、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送 ・防火、防犯措置の徹底 ・組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ ・地域内居住の避難者の把握

資料編

機関相互の連絡系統



避難所一覧

◇指定避難所（指定緊急避難場所を兼ねる）

番号	施設名	住所	電話番号	受入人数	施設利用可能 災害種別		
					洪水	土砂災害	地震
1	川辺北小学校	上川辺 575	0574-53-2885	320	○	—	○
2	第2こども園	上川辺 930-4	0574-53-5035	40	○	—	○
3	川辺西小学校	中川辺 125	0574-53-2038	390	○	○	○
4	川辺中学校	中川辺 1367	0574-53-2063	420	○	○	○
5	中央公民館	中川辺 1518-4	0574-53-2650	230	○	○	○
6	第1こども園	中川辺 176	0574-53-2128	40	○	○	○
7	川辺東小学校	比久見 785-4	0574-53-2037	250	○	○	○
8	川辺海洋センター	比久見 725-5	0574-53-2911	390	○	○	○
9	やすらぎの家	石神 128	0574-53-2121	140	○	○	○
10	第3こども園及び児童館	比久見 1032-5	0574-53-4578	210	○	○	○
11	北部公民館	下麻生 140-1	0574-53-5017	170	○	—	○
12	川辺漕艇場	中川辺 1675-3	0574-53-2375	130	○	○	○

◇指定緊急避難場所

番号	施設名	住所	受入人数	施設利用可能 災害種別		
				洪水	土砂災害	地震
1	川辺中学校グラウンド	中川辺 1367	3,500	○	○	○
2	川辺北小学校グラウンド	上川辺 575	1,900	○	—	○
3	川辺東小学校グラウンド	比久見 785-4	2,000	○	○	○
4	川辺西小学校グラウンド	中川辺 125	1,300	○	○	○
5	山楠グラウンド	西柄井 1816-1	1,800	○	○	○
6	下麻生グラウンド	下麻生 1915	1,100	○	—	○
7	御座野公民館	上川辺 68	40	○	—	—
8	田中公民館	上川辺 461-1	60	○	—	○
9	中組公民館	上川辺 1074-2	50	○	○	—
10	鶴飼公民館	上川辺 1848	40	○	—	—
11	神坂公民館	上川辺 3316-1	30	○	—	○
12	石神上公民館（上旧道クラブ）	石神 879-5	20	○	○	—
13	大北公民館	中川辺 952-7	40	○	○	○
14	中井公民館	中川辺 1238-1	30	○	○	○
15	天神裏公民館	中川辺 1088-4	40	○	○	○
16	天神東公民館	中川辺 1088-1	40	○	○	○

資料編

次頁へ続く

番号	施設名	住所	受入人数	施設利用可能 災害種別		
				洪水	土砂災害	地震
17	中川辺公民館	中川辺 1-1	30	○	○	—
18	下町公民館	西柄井 1694-1	30	○	○	—
19	西柄井公民館	西柄井 1001-1	60	○	○	○
20	西タウン集会場	西柄井 1785-1	40	○	○	○
21	下川辺公民館	下川辺 372-42	80	○	○	○
22	下川辺西組公民館	下川辺 690-2	20	○	○	—
23	鹿塩公民館	鹿塩 430-1	80	○	—	—
24	下飯田公民館	下飯田 22-4	60	○	—	—
25	福島公民館	福島 522-4	50	○	○	—
26	比久見上公民館	比久見 1014-2	50	○	○	○
27	比久見下公民館	比久見 289-4	60	○	○	○
28	下吉田上公民館	下吉田 612-1	40	○	○	○
29	下吉田下公民館	下吉田 251-1	30	○	○	○
30	下麻生第四地区公民館	下麻生 517-1	30	○	○	—

◇ 福祉避難所

番号	施設名	住所	受入人数	施設利用可能 災害種別		
				洪水	土砂災害	地震
1	やすらぎの家	石神 128	140	○	○	○
2	さわやかナーシング川辺	上川辺 930-1	100	○	—	○

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

番号	施設名	住所	電話番号
1	川辺北小学校	上川辺 575	0574-53-2885
2	第2こども園	上川辺 930-4	0574-53-5035
3	さわやかグループホーム川辺	上川辺 1033-3	0574-52-1631
4	さわやかナーシング川辺	上川辺 930-1	0574-53-6711
5	つくしんぼ	上川辺 292-3	0574-53-4545
6	グループホーム桜路	下川辺 1067-2	0574-53-3511

避難所の受入期間

- 災害救助法により避難所の開設、受入れ、保護の期間は災害発生の日から 7 日間とする。
- 避難所閉鎖以前に避難の必要がなくなった者は逐次退所させ、期間内に避難所の閉鎖を完了する。
- 開設期間中に、被災者が居住あるいは仮住居を見出すことができずそのまま継続するとき、その人数が少數であるときは、それ以降の受入れは災害対策法によらず町本部独自の受入れとして行う。
- 8 日目以降においても多数の受入者を続けて受入する必要があるときは、災害発生後 5 日以内に次の事項を明示して、可茂県事務所へ開設期間の延長を申請する。
 - ・ 延長を要する期間
 - ・ 延長を要する地域
 - ・ 延長を要する理由
 - ・ 延長を要する避難所及び受入人員
 - ・ 延長を要する期間内の受入見込

避難所状況の報告内容

項目	内容
開設状況の報告	<ul style="list-style-type: none">□ 開設日時□ 開設場所及び施設名□ 受入状況（うち、避難指示勧告による者を施設別に）□ 開設期間の見込
開設後の受入状況の報告	<ul style="list-style-type: none">□ 毎日、「救助日報」により可茂県事務所を経由して、県本部に報告□ 受入人員□ 開設期間の見込□ 閉鎖報告（閉鎖日時を施設別に）

資料編

災害救助法の適用基準

災害救助法による救助の適用は、被害及び応急対策実施状況に基づき県本部が決定する。

1. 適用災害基準

町地域の被害が、次の条件に該当する場合で、県本部長が災害救助法による救助実施の必要があると認めるとき、適用される。

- (1) 住家の全失世帯が40世帯以上に達したとき
- (2) 県地域の全失世帯被害の集計が2,000世帯以上に達し、かつ町地域の被害が20世帯以上に達したとき
- (3) 県地域の全失世帯被害の集計が9,000世帯以上に達し、かつ町地域で救助を要する被害が発生したとき
- (4) 多数の者が災害により生命若しくは身体に被害を受け、又は受ける恐れが生じたとき

※上記被害には達しないが、隔絶した地域で災害が発生し、被災者の救助を著しく困難とする事由がある場合で、かつ多数の住家が滅失したとき等にも適用

2. 被害計算の方法

適用基準である全失世帯の換算等の方法は次による。

- (1) 住家の半失（半壊、半焼）世帯は、全失世帯の1/2、床上浸水又は土砂たい積等により、一時的に居住することができない状態になった世帯は1/3
- (2) 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく世帯数で計算するため、被害家屋は1戸であっても、3世帯が居住していれば、3世帯として計算
- (3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して、実情に即した決定を行う
- (4) 災害の種別については、限定しないため、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人的災害であっても同じ換算方法を用いる

救助別の報告事項及び内訳

報告事項		報告様式		その都度報告	日報	期間指定報告
		様式名称	様式番号			
被害	概況報告	住家等一般被害状況報告書	F-6	○		
	中間報告			○		
	確定報告					○ 2日以内
避難所設置	開設報告			○		
	受入状況報告	救助日報	F-41		○	
	閉鎖報告			○		
仮設住宅設置	住宅対策報告	住宅総合災害対策報告書	F-124			○ 5日以内
	入居該当世帯報告	応急仮設住宅入居該当世帯調	F-128			○ 5日以内
	着工報告（町委託分）	救助日報	F-41		○	
	竣工報告（町委託分）	救助日報	F-41		○	
	入居報告			○		
炊出状況報告		救助日報	F-41		○	
飲料水供給状況報告		救助日報	F-41		○	
被服必需品給与生活	世帯構成員別被害報告	世帯構成員別被害状況	F-96			○ 2日以内
	支給状況報告	救助日報	F-41		○	
	支給完了報告			○		
医療・助産	医療チーム出動要請			○		
	医療チーム出動報告	医療チーム出動編成表	F-34	○		
	医療助産実施状況報告	救助日報	F-41		○	
罹災者救出状況報告		救助日報	F-41		○	
住宅応急修理	住宅対策報告	住宅総合災害対策報告書	F-124			○ 5日以内
	住宅応急修理該当世帯報告	住宅応急修理該当世帯調	F-122			○ 5日以内
	着工報告（町委託分）	救助日報	F-41		○	
	竣工報告（町委託分）	救助日報	F-41		○	
学用品	被災教科書報告	被災教科書報告書	F-99			○ 5日以内
	学用品支給完了報告			○		
埋葬救助状況報告		救助日報	F-41		○	
遺体搜索状況報告		救助日報	F-41		○	
遺体処理状況報告		救助日報	F-41		○	

資料編

報告事項		報告様式		その都度報告	日報	期間指定報告
		様式名称	様式番号			
障害物除去	住宅対策報告	住宅総合災害対策報告書	F-124			○ 5日以内
	障害物除去状況報告	救助日報	F-41		○	
	障害物除去完了報告			○		
輸送、人夫雇用状況報告		救助日報	F-41		○	
救助期間、程度、方法、特例申請				○ (程度、方法)		(期間特例) 各救助実施期間中

道路規制実施者

区分	実施者	範囲
道路管理者	国（国道工事事務所）	国道41号線
	県（可茂県事務所）	国道418号線及び町地内県道
	町本部	町道
警察等	公安委員会（県本部交通規制課）	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が2警察署以上にわたるもの
	加茂警察署	自署の管轄区域内
	警察官	緊急を要する一時的な規制
自衛隊 消防機関	自衛官 消防職員、消防団員	緊急を要する一時的な規制 (警察官がその場にいない場合)

緊急通行車両に関する対策

◇措置命令等

項目	内容
措置命令等	<input type="checkbox"/> 警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う
放置車両等の撤去等	<input type="checkbox"/> 警察官は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う

※警察官が現場にいない場合、自衛官又は消防職員並びに消防団員が、措置命令、強制措置を行う

資料編

◇緊急通行車両の確認申請手続

項目	手順その他必要事項
車両使用者からの申請	<input type="checkbox"/> 災害応急対策を実施するため車両を使用しようとする者は、知事又は県公安委員会に「標章及び緊急通行車両確認証明書」(以下「証明書」という。)の交付を申し出る
標章及び証明書の交付	<input type="checkbox"/> 知事又は県公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認した場合は、「標章及び証明書」を交付するもの
標章の提示	<input type="checkbox"/> 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する <input type="checkbox"/> 証明書は、当該車両に備え付けておく
申請先	<input type="checkbox"/> 県本部、可茂県事務所又は加茂警察署

水道施設の応急復旧目標期間

- 3日まで：給水拠点（避難所・医療機関）による給水
- 10日まで：重要管路付近の仮設給水栓
- 21日まで：仮設管による各給水や供用栓
- 28日まで：支線上の仮設給水栓

電力供給会社応急対策

区分	概要
災害対策本部の設置	<input type="checkbox"/> 災害の発生が予想されるとき、又は発生したとき直ちに設置し、必要な体制を整える
緊急要員の確保	<input type="checkbox"/> 緊急出社要員の確保 <input type="checkbox"/> 情報連絡体制の整備 <input type="checkbox"/> 必要に応じて関係会社に応援を要請
情報収集・連絡体制	<input type="checkbox"/> 移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等による被害状況の早期収集 <input type="checkbox"/> 衛星通信回線や高感度カメラ搭載ヘリコプター等による被害状況の早期収集
復旧用資機材及び輸送手段の確保	<input type="checkbox"/> 通常時より復旧用資機材の確保に努める <input type="checkbox"/> 道路の寸断・渋滞等を想定し、ヘリコプターによる空輸など多面的輸送手段を確保
危険予防措置	<input type="checkbox"/> 災害時においても原則として可能な限り送電を続ける <input type="checkbox"/> 二次災害防止と円滑な防災活動実施のため、必要に応じて送電停止等の危険予防措置をとる
高圧発電機車による電源確保	<input type="checkbox"/> 必要に応じて、高圧発電機車による緊急電源確保に努める
広報活動	<input type="checkbox"/> 被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定など <input type="checkbox"/> 報道機関や広報車等を通じ、周知する
優先復旧	<input type="checkbox"/> 防災関係機関、医療機関については優先的に復旧する

資料編

電気通信事業者応急対策

区分	概要
災害対策本部の設置	<input type="checkbox"/> 災害の発生が予想されるとき、又は発生したとき直ちに設置し、必要な体制を整える
緊急要員の確保	<input type="checkbox"/> 緊急出社要員の確保 <input type="checkbox"/> 情報連絡体制の整備 <input type="checkbox"/> 必要に応じて関係会社に応援を要請
情報収集・連絡体制	<input type="checkbox"/> 緊急連絡用無線、災害時優先電話による被害状況の早期収集
通信の幅そうの緩和及び重要通信の確保のための通信の非常疎通措置	<input type="checkbox"/> 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置 <input type="checkbox"/> 必要に応じ、臨時公衆電話の設置等 <input type="checkbox"/> 著しく疎通が困難な場合の臨時使用制限 <input type="checkbox"/> 非常・緊急の電話及び電報は、一般の手話電話又は電報に優先して取扱う <input type="checkbox"/> 警察、消防、鉄道電話その他の諸官庁が設置する通話網との連携
資機材及び車両の確保	<input type="checkbox"/> 応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認 <input type="checkbox"/> 車両の確保 <input type="checkbox"/> 調達を必要とする資機材について、生産者、工事業者等の在庫量の確認と緊急確保
応急復旧	<input type="checkbox"/> 災害復旧に先立ち、工事業者に出動を求める <input type="checkbox"/> 応急復旧工事を実施

資料編

授業実施のための校舎等施設の確保

- ・災害の規模及び被害の程度によって次の施設を利用する。
- ・施設の決定に当たっては、関係の機関が協議し、その決定事項を教職員及び住民に徹底する。

- (1)応急的な修理で使用できる程度の場合、当該施設の応急処置をして使用する。
- (2)学校の一部校舎が使用できない程度の場合、特別教室、屋体施設等を利用し、なお不足するときは2部授業等の方法による。
- (3)校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合、公民館等公共施設あるいは隣接学校の校舎又は神社仏閣等を利用する。
- (4)特定の地区が全体的に被害を受けた場合、住民避難先の最寄りの学校、罹災をまぬがれた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設がないときは応急仮校舎の建設をする。

校舎等施設確保のための応援要請事項

- ・隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には、次の事項を明示して当該施設管理者に応援を要請する。
 - ・応援を求める学校名
 - ・予定施設名又は施設種別
 - ・授業予定人員及び室数
 - ・予定期間
 - ・その他の条件
- ・応援の要請に当たっては、教育長は、町本部長と協議して決定する。

資料編

教育職員欠損時の確保方法

災害に伴い教育職員に欠損が生じたときは、次の方法によって補うものとする。

項目	内容
学校内操作	<ul style="list-style-type: none">・欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。
町内操作	<ul style="list-style-type: none">・学校内で解決できないときは、校長は、町本部（教育部）に派遣の要請をするものとする。教育部は町内の学校間において操作するものとする。
県支部内操作	<ul style="list-style-type: none">・町内において解決できないときは、教育部は県支部（教育班）に教育職員派遣の応援要請をするものとする。
応援要請事項等	<ul style="list-style-type: none">・教育職員派遣の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。<ul style="list-style-type: none">・応援を求める学校名・授業予定場所・派遣要請をする人員（必要に応じその内訳）・派遣予定期間・派遣職員の宿舎その他の条件※なお、応援の要請に当たっては、教育長は町本部長と協議して決定するものとする。

学校施設確保のための清掃等の実施

学校その他文教施設の経営管理者は、学校が浸水した場合等にあっては、次の点に留意して直ちに清掃を行い、衛生管理と施設の保全に万全を期するものとする。

(ア)浸水した校舎等はなるべく建具、床板等をとりはずし、日光の射入、空気の流通を図り、床下汚物、泥土を除去し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを撒布する。

(イ)泥水などで汚染された建具、床板、校具等は、よく清浄した後クレゾール水若しくはホルマリンをもって拭净し、又はこれを徹布し、便池には石灰乳又はクロール石灰水を注ぐ。

応急教育実施上の留意事項

- (1)災害時の授業に当たっては、教科書、学用品の損失状況を考慮し、損失児童の負担にならないよう留意する。
- (2)教育の場が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童の保健等に留意する。
- (3)通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導し徹底する。
- (4)学校が避難所に利用される場合には、受入者あるいは児童に対し、それぞれに支障とならないよう十分徹底する。
- (5)授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知徹底する。
- (6)授業の不可能が長期にわたるときは、学校と児童との連絡の方法、組織（子ども会等）の整備工夫をしておく。

学校保健対策計画

◇給食の実施

- (1)災害により被害にあっても、できうる限り継続して実施する。
- (2)施設、原材料等の被害のため実施できないときは、速やかに応急措置をとり実施する。
- (3)学校が避難所として使用されるときは、給食施設は被災者用炊出し施設に利用されるため、学校給食と被災者用炊出しとの調整に留意する。
- (4)従事者の保健
 - ・調理及び配分等給食従事者に対しては、健康診断を実施し、下痢状態にある者は従業を禁止し、検便を行う。なお、従事者の身体、衣服の清潔保持に努めるとともに、特に調理者の手洗いを励行させる。
- (5)飲料水の確保
 - ・災害時における学校の飲料水は、水道、井戸水いずれについても当分の間、煮沸したものを用いる。浸水した井戸については、井戸さらいを行い、消毒薬を用いて十分消毒を行う。
- (6)食品衛生
 - ・災害時における給食は、感染症、食中毒等の発生防止のため調理の方法、材料等に十分注意するとともに、食事前は必ず手洗いを励行させる。

資料編

◇児童、生徒の保護

- 各学校長は、洪水等の災害時には児童、生徒の保健指導を強化する。
- 感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童、生徒又は幼児の健康診断を行い、患者の早期発見と早期措置に努める。
- 児童、生徒に感染症が集団発生したときは、町本部、可茂県事務所、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期する。
- 防疫の実施に当たっては、特に次の点に留意するものとする。

- (1)可茂県事務所あるいは学校医の意見を聞き、健康診断、臨時休校、消毒その他の事後措置の計画をたて、これに基づいてその実施の推進を図るものとする。
- (2)保護者その他の関係方面に対して患者の発生状況を周知させ、協力を求める。
- (3)児童、生徒等の食生活について十分の注意と指導を行う。
- (4)感染症の発生原因について関係機関の協力を求め、これを明らかにし、原因の除去に努める。

◇児童、生徒の安全措置

- (1)地域やその時の状況判断により町本部との連携を密にしながら登下校の可否を決定する。緊急下校の際は、通学路の安全を確認し、できるだけ家庭との連絡をとりながら、小集団で下校するなどを指示し、児童、生徒の安全を確保する。
- (2)災害が発生した場合には、速やかに適切な救急処置を行う。
- (3)災害により児童、生徒の死者、行方不明者又は負傷者がある場合には、町本部は、教育委員会及び教育事務所へ速やかに報告する。

文化財一覧

町地域の文化財の現状

種別	件数	種別	件数
建造物	4	史跡	1 6
彫刻	1 7	名勝	2
絵画	1	民族	2
画像	2	天然記念物	3
工芸品	3		
古文書	1	計	5 1

種別	名称	所在地	指定番号	指定年月日
建造物	木の根橋歌碑	西柄井	3 7	昭和 54 年 11 月 1 日
	旗本大嶋氏位牌堂	中川辺	1	昭和 37 年 11 月 30 日
	宝篋印塔	下吉田	3 8	昭和 54 年 11 月 1 日
	層塔	下吉田	3 9	昭和 54 年 11 月 1 日
彫刻	不動明王像	西柄井	4 0	昭和 54 年 11 月 1 日
	毘沙門天像	西柄井	4 1	昭和 54 年 11 月 1 日
	獅子頭	中川辺	3	昭和 37 年 11 月 30 日
	蠅追面	中川辺	4	昭和 37 年 11 月 30 日
	薬師如来像	中川辺	5	昭和 37 年 11 月 30 日
	千体釈迦如来像	中川辺	6	昭和 37 年 11 月 30 日
	青面金剛像	中川辺	4 5	平成 8 年 7 月 3 日
	獅子頭	上川辺	7	昭和 37 年 11 月 30 日
	獅子頭	上川辺	8	昭和 37 年 11 月 30 日
	国常立命像	鹿塩	4 2	昭和 54 年 11 月 1 日
	少彦名命像	鹿塩	4 3	昭和 54 年 11 月 1 日
	大己貴命像	鹿塩	4 4	昭和 54 年 11 月 1 日
	桑の木觀音像	比久見	9	昭和 37 年 11 月 30 日
	薬師如来像	下吉田	1 0	昭和 37 年 11 月 30 日
	十一面觀音像	下麻生	1 1	昭和 37 年 11 月 30 日
	大日如来像	下麻生	1 9	昭和 38 年 5 月 15 日
	虚空蔵菩薩像	下吉田	5 0	平成 22 年 6 月 16 日
絵画	涅槃図	中川辺	1 3	昭和 37 年 11 月 30 日
画像	大嶋光政画像	中川辺	1 4	昭和 37 年 11 月 30 日
	大嶋義唯画像	中川辺	1 5	昭和 37 年 11 月 30 日
工芸品	長刀	中川辺	1 6	昭和 37 年 11 月 30 日
	経台	中川辺	1 7	昭和 37 年 11 月 30 日
	長持	中川辺	1 8	昭和 37 年 11 月 30 日
古文書	能古山入会地江戸幕府裁決状	鹿塩	4 6	平成 8 年 7 月 3 日
史跡	陣旗野戦跡	下川辺	2 0	昭和 52 年 10 月 1 日
	高山代官所下川辺役所	下川辺	2 1	昭和 52 年 10 月 1 日
	旗本大嶋氏居館	中川辺	2 2	昭和 52 年 10 月 1 日
	旗本大嶋氏菩提塔	中川辺	2 8	昭和 53 年 10 月 1 日
	八坂（矢坂）山城址	中川辺	2 9	昭和 53 年 10 月 1 日
	大谷山八十八ヶ所巡拝地	中川辺	4 7	平成 8 年 7 月 3 日
	石神湊	石神	3 0	昭和 53 年 10 月 1 日
	高山代官所上川辺役所	上川辺	3 1	昭和 53 年 10 月 1 日
	米田城址	福島	2 3	昭和 52 年 10 月 1 日
	米田城主肥田氏菩提塔	比久見	3 2	昭和 53 年 10 月 1 日

種別	名称	所在地	指定番号	指定年月日
史跡	美濃巡礼二十八番札所 生蓮寺	比久見	3 5	昭和 53 年 11 月 1 日
	権現山入会論争顕彰碑	下吉田	3 3	昭和 53 年 10 月 1 日
	美濃巡礼二十七番札所 麻生寺	下麻生	2 4	昭和 52 年 10 月 1 日
	下麻生城址	下麻生	2 5	昭和 52 年 10 月 1 日
	下麻生綱場	下麻生	2 6	昭和 52 年 10 月 1 日
	大谷溜池（堰堤・隧道・集積池）	中川辺	5 4	平成 30 年 12 月 26 日
名勝	鹿塩の湯涌泉地	鹿塩	3 6	昭和 53 年 11 月 1 日
	重ね岩	鹿塩	3 4	昭和 53 年 10 月 1 日
民族	酒買い儀式	中川辺	4 8	平成 13 年 9 月 1 日
	桶がわまつり	下麻生	4 9	平成 13 年 9 月 1 日
天然記念物	阿夫志奈神社境内の樹木 (ムクロジ、カゴノキ、ツブラジイ、スダジイ)	上川辺	5 1	平成 22 年 6 月 16 日
	ツメレンゲ群生地	鹿塩	5 2	平成 23 年 3 月 30 日
	センダンの木	中川辺	5 3	平成 30 年 8 月 24 日

施設機能の応急対策

- ・停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発動発電機の配置並びに燃料確保
- ・無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧
- ・緊急輸送車両その他車両の配備
- ・複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧
- ・その他重要設備の点検及び応急復旧
- ・飲料水の確保
- ・エレベーターに閉じ込められた者の救出
- ・火気点検及び出火防止措置

感染症予防委員の選任

- ・患家の清掃方法及び消毒方法等の指導監督及び衛生教育等を行いあるいは防疫作業に協力するため県本部長が指示したときに感染症予防委員を選任する。
 - ・感染症予防委員は、町本部が次の者のうちから選任する。
 - ・町地域内の医師
 - ・地域代表者
 - ・小中学校、こども園等の代表者
 - ・事業所の代表者
 - ・その他本部長が適当と認める者
- } 各施設に集団発生のあった場合

防疫業務の実施基準

□ 検病調査班 1 班の調査能力は、1 日当たりおおむね 60 戸（300 人）である。

□ 通常、調査で発見される菌検索対象者は、家族を含め 15 人程度である。

◇消毒方法の基準

項目	内容
飲料水	<input type="checkbox"/> 井戸から給水を行う場合、水量の 50 分の 1 のかせい石灰を乳状にしたもの 又は水量の 500 分の 1 のクロール石灰水（クロール石灰：水 = 5 : 95） を投入し、十分攪拌した後 12 時間以上放置 <input type="checkbox"/> 水道から給水を行う場合、塩素消毒を強化し、給水栓水における遊離残存塩素 0.2 mg / リットル以上に保持 <input type="checkbox"/> 井戸又は水道以外から給水を行う場合、水道からの給水基準に準ずる
家屋内	<input type="checkbox"/> 泥水等で汚染された台所、調理器具等を中心にクレゾール水等の消毒液を用いて拭浄 <input type="checkbox"/> 床下は湿潤の程度に応じて、石灰などを撒布
便所	<input type="checkbox"/> 石灰酸水（石灰酸：水 = 3 : 7）、クレゾール水等の消毒液を用いて拭浄又は撒布 <input type="checkbox"/> 便池には、かせい石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぎ攪拌
芥溜、溝梁	<input type="checkbox"/> 芥溜及びその周辺の土地には、石灰乳又はクロール石灰水を使用 <input type="checkbox"/> 水梁には、かせい石灰乳又はクロール石灰水を注ぎ、塵芥は焼却
患者運搬用器等	<input type="checkbox"/> 使用の都度、石灰酸水、クレゾール水、昇汞水若しくはホルマリン水で拭浄 又は撒布

資料編

◇消毒に要する基準薬剤量

項目	基準薬剤量		
(ア) 感染症流行のおそれのある地域が広汎にわたっている場合	床上浸水（流失、全半壊家屋含む） 床下浸水 床上床下浸水家屋ともに	1 戸当たり 1 戸当たり 1 戸当たり	クレゾール 200 g クレゾール 50 g 普通石灰 6 kg
(イ) 感染症のおそれのある相当広い地域が数ヶ所以上に及ぶ場合	(ア)の基準のおよそ 3 分の 2		
(ウ) その他	(ア)の基準のおよそ 3 分の 1		

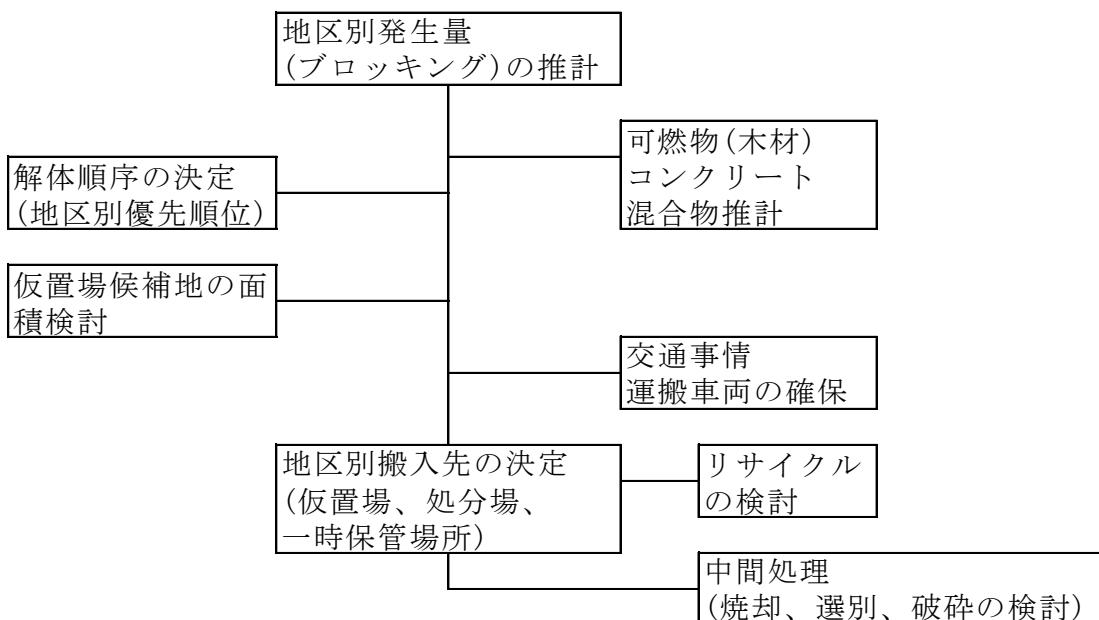
◇鼠族昆虫等の駆除に要する基準薬剤量

項目	1 戸当たり量		
(ア) 感染症流行のおそれのある地域が広汎にわたっている場合	床上浸水（流失、全半壊家屋含む） 床下浸水 床上床下浸水家屋ともに	1 戸当たり 1 戸当たり 1 戸当たり	ダイアジノン油剤 1.5 リットル ダイアジノン油剤 0.8 リットル 殺虫剤 6 kg
(イ) 感染症のおそれのある相当広い地域が数ヶ所以上に及ぶ場合	(ア)の基準のおよそ 3 分の 2		
(ウ) その他	(ア)の基準のおよそ 3 分の 1		

ごみ収集運搬チームの編成

	班 員	作業器具	車両
ごみ収集 運搬チーム	班長 1名 運転手 2名 作業員 4名	スコップ クサミ トラクターショベル等	町所有車両 業者所有車両

災害廃棄物の処理計画フロー図



*注1 優先順位は、公共性、緊急性を考慮する。

*注2 リサイクルの検討——例 木くず：チップ化による利用

コンクリート：路盤材、建設資材等による利用

金属：製鋼原料等による再生利用

畳：コンポスト化し、肥料化

資料編

町内のごみ、し尿運搬車台数

◇ごみ運搬車

所有者	可動台数		
		通常	災害
(株)橋本 所有台数 パッカー車 51台 ダンプ車 14台	通常	パッカー車 1台	パッカー車 1台
	不燃	パッカー車 3台 ダンプ車 4台	パッカー車 3台 ダンプ車 4台

◇し尿処理収集運搬車

所有者	可動台数
(有)岐東衛生社	8台 (内訳) · 3t 1台 · 4t 4台 · 10t 3台

し尿処理運搬チームの編成

	班 員	車両
し尿処理 運搬チーム	班長 1名 運転手 2名 作業員 4名	町所有車両 業者所有車両

災害救助法による遺体捜索の実施基準

項目	手順その他必要事項
検索期間	<p><input type="checkbox"/> 遺体捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする</p> <p><input type="checkbox"/> 期間内に捜索を打ち切れない場合、防災担当は次の事項を明示して、可茂県事務所を通じて県本部に期間延長を要請する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長の見込期間 ・期間延長を要する地域 ・期間延長を要する理由 ・延長することによって捜索されるべき死体件数
事務手続	<p><input type="checkbox"/> 防災担当は、次の諸記録を作成し、整備保管する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死体捜索状況記録簿 ・救助実施記録日計票 ・救助の種目別物資受拝状況 ・死体捜索用機械器具修繕簿 <p><input type="checkbox"/> 防災担当は、捜索状況を毎日「救助日報」により報告する</p>
費用範囲	<p><input type="checkbox"/> 借上料</p> <p><input type="checkbox"/> 修繕費</p> <p><input type="checkbox"/> 燃料費</p>

資料編

応援要請時に明示する事項

- ・町本部は、可茂県事務所に応援を要請するに当たり、次の事項を明示する。
- ・遺体が埋没し、あるいは漂着していると思われる場所
- ・遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等
- ・応援を求めたい人数、舟艇、器具等
- ・その他必要な事

埋葬の実施の留意点

- (1) 事故死等の疑いのある遺体は、必ず警察等から引継ぎを受けた後埋葬等に付す。
- (2) 身元不明の遺体は、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。
- (4) 町地域内の埋葬のための棺、その他は町内又は最寄り市町の葬具店より購入するものとする。
- (5) 大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、「岐阜県広域火葬計画」に基づき、円滑な広域火葬を実施する。
また、この際の費用負担は、災害救助法の定めるところにより行う。

(6) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時における遺体埋葬の実施基準等は、次によるものとする。

項目	内容
実施基準	<p>災害の混乱時に死亡した者であること（災害の発生前に死亡した者で、葬祭の終わっていないものを含む。）</p> <p>災害のため次の理由で埋葬を行うことが困難な場合</p> <ul style="list-style-type: none">・緊急に避難を要するため時間的、労力的に埋葬を行うことが困難・墓地又は火葬場等が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難・経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つぼ等の入手が困難・埋葬すべき遺族がないか又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難 <p>災害救助法適用地域の遺体が他市町村に漂着したような場合で漂着市町村が実施する場合</p> <p>※被災地域が社会的混乱のため、遺族、縁故者又は町本部で引取りが困難なときに限る</p> <p>※この場合の経費は、町本部が県本部に求償する</p>
埋葬期間	<p>災害発生の日から 10 日以内</p> <p>期間内において埋葬救助を打ち切ることができない場合、町本部は次の事項を明示して、可茂県事務所を経由して県本部に期間延長の要請をする</p> <ul style="list-style-type: none">・延長を要する期間・期間の延長を要する地域・期間の延長を要する理由・埋葬を要する遺体件数・その他
費用の範囲	棺、骨つぼ、火葬又は土葬に要する経費 埋葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含む 埋葬に当たっての供花代、酒代等は含まない
費用の限度	岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲以内 大人、小人の別は、満 12 歳に達したものから大人として扱う

県等における医療チームの編成

医療チームの編成	医療チームの基準
県本部（県営病院又は強制従事医療関係者で編成）	○医師 1名
県支部（保健班において編成）	○薬剤師 1名
日本赤十字社（日本赤十字社営病院及び在郷救護員で編成）	○看護師、助産師又は保健師 2名
奉仕医療機関（公的及び民間の医療関係者で編成）	○事務職員 1名 ○運転士（必要に応じて）

医療及び助産の救助対象者

項目	対象基準
医療救助	<input type="checkbox"/> 医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにかかわらず、災害のため医療の途を失った者 <input type="checkbox"/> 災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者
助産救助	<input type="checkbox"/> 災害発生時又は災害発生前後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者（死産、流産含む）

医療・助産救助の実施基準

項目	範囲、程度等
医療範囲	<input type="checkbox"/> 診療 <input type="checkbox"/> 薬剤又は治療材料の支給 <input type="checkbox"/> 処置、手術その他の治療及び施術 <input type="checkbox"/> 病院又は診療所への受入れ <input type="checkbox"/> 看護
助産範囲	<input type="checkbox"/> 分娩の介助 <input type="checkbox"/> 分娩前及び分娩後の処置 <input type="checkbox"/> 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
救助程度	<input type="checkbox"/> 医療、助産救助の程度は、生活保護法によっての定める程度のものとする
実施期間	<input type="checkbox"/> 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内 <input type="checkbox"/> 助産救助の実施は、分娩の日から7日以内（災害の発生前後7日以内に分娩した者） <input type="checkbox"/> 前述の期間では救助を打ち切れない場合、町本部は次の事項を明示して、可茂県事務所を通じて県本部に実施期間延長を要請、連絡する <ul style="list-style-type: none"> ・延長を要する期間 ・期間延長を要する地域 ・期間延長を要する理由 ・救助を要する理由 ・その他
費用基準	<input type="checkbox"/> 医療チーム <ul style="list-style-type: none"> ・救助費　　使用した薬剤、治療材料及び医療器具の消耗破損の実費 ※ 医療チームが使用、あるいは患者移送に要した借上料、燃料費は輸送費として取扱う ・事務費　　医療範囲の派遣旅費 <hr/> <input type="checkbox"/> 日本赤十字社救助班 <ul style="list-style-type: none"> ・要した費用の実費（災害救助法第34条に基づく） <hr/> <input type="checkbox"/> 医療機関 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準） <hr/> <input type="checkbox"/> 助産 <ul style="list-style-type: none"> ・産院その他の医療機関による場合、使用した衛生材料及び処置費等の実費 ・助産師による場合、町における慣行料金の8割以内の額
費用請求	<input type="checkbox"/> 医療機関は災害により負傷等をした患者の診療報酬明細書（レセプト）を作成する <input type="checkbox"/> 災害用医療券（生活保護法の医療券に「災害」と朱書きされたもの）、またそれに準ずる連絡票（診療依頼書）等を患者が有する場合は、それをレセプトに添付の上、患者の居住する市町村に提出する <input type="checkbox"/> 町は、医療機関より提出されたレセプトを「病院診療所医療実施状況」又は「助産台帳」にとりまとめ、県本部に提出する。

資料編

医療機関の対策と留意点

- (1)患者の条件（重軽傷の別）等を考慮した避難順序及び予定場所等を決定する。移送に当たってはできる限り看護師等が付き添うものとし、特に自動車を使用する場合は堅固な覆、毛布等を準備し看護師が応急カバンを携帯して同乗する。
- (2)応急治療
- ・避難場所において応急治療を実施する。施設その他の被害により治療ができないときは、町本部等に連絡し適宜の処置を行う。
- (3)転送
- ・施設の被害が甚大なため等により継続診療の長期間見込みがないときは、他の適当な施設に転送するものとする。適当な施設がないときは、町本部その他関係機関にその斡旋等を要請する。
- (4)給食
- ・患者給食は、できる限り受入機関において実施するものとする。ただし、施設の被害その他により不可能なときは、町本部に連絡し、罹災者の炊き出し給付を受ける等応急的な給食を実施する。
- (5)災害救助法患者の切替
- ・災害救助法により医療給付されている患者については、法定期間経過後は打切りとなるので保険制度等への切替指導を行う。
- (6)救急病院の責務
- ・救急病院は、常に消防機関と連絡を密にし、被災者（負傷者）の受入診断に万全を期する。
- (7)その他
- ・各施設は地域環境その他の条件を考慮し、実情に即した対策の樹立と実施に当たる。

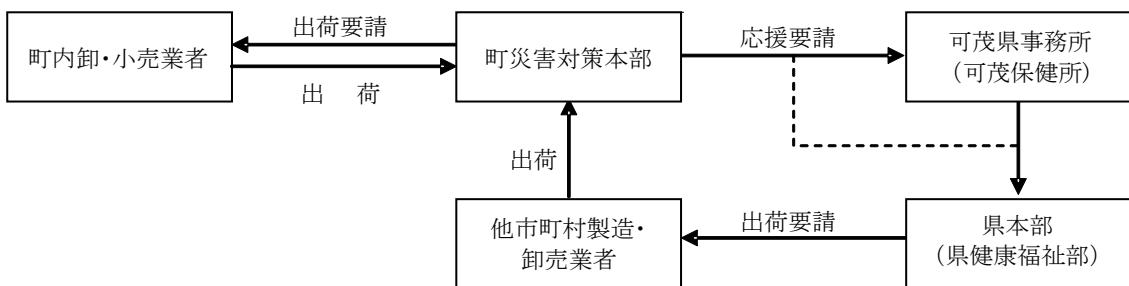
資料編

町内の医療機関一覧

名称	住所	電話番号
濃飛ファミリークリニック	西柄井1225-1	53-3111
田原医院	中川辺1544	53-5588
有本整形外科	石神 80	53-5888
川辺やすらぎクリニック	下川辺489-1	53-5988
加藤歯科医院	西柄井1737-1	53-2368
井村歯科医院	上川辺1159-2	53-5715
かわべ眼科	中川辺205-1	53-4567

※保健師、助産師、看護師等については、保健センター（53-2515内線152）へ問い合わせる。

医薬品等確保系統図



町内の薬局一覧

名称	住所	電話番号
若井薬局	中川辺55	53-2031
美加登調剤薬局	石神257-3	52-0077
ファーマライズ薬局川辺町店	西柄井1232-2	52-0058
さくら調剤薬局	下川辺475-1	52-1035
スギ薬局川辺店	西柄井459	52-1071
ゲンキー川辺店	上川辺1120-2	49-7680
V・ドラッグ川辺店	石神934-1	52-1151

資料編

保健活動チームの編成

- ・避難所巡回保健チーム (医師 1、保健師 2)
- ・精神科チーム (医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師)
- ・歯科チーム (歯科医師、歯科衛生士)
- ・リハビリチーム (医師、理学・作業療法士、保健師、看護師)
- ・栄養チーム (栄養士 1~2)
- ・臨床心理チーム (臨床心理士 1~2)
- ・家庭訪問チーム (保健師 1~2)
- ・仮設住宅訪問チーム (保健師 1~2)
- ・避難所巡回検診チーム (医師、保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床衛生検査技師)

保健活動チームの活動内容

◇避難所及び自宅、仮設住宅などの罹災者の生活状況の把握及び生活環境の整備

- (1) 避難所のトイレ、室内の清掃状態、ごみの整理状況の把握と調整及び指導
- (2) 避難所の室内の換気、室温等の状態の把握と調整及び指導
- (3) 手洗い、消毒、うがい等の清潔行動についての状態の把握と指導
- (4) 衣類、寝具による体温調整及び清潔の状態の把握と調整及び指導
- (5) 歯磨き、入浴、洗髪の状態の把握と調整及び指導
- (6) 食事の摂取状況の把握と調整及び指導
- (7) 活動状況の把握と調整及び指導

◇避難所における巡回健康相談等の実施

- (1) 避難者個々の健康状態を把握し、対処する。
- (2) 症状の出現者及び風邪等、突発的、一時的疾患のり患者の管理と生活指導
- (3) 被災による症状や障がいのある患者の観察と疾病管理及び生活指導
- (4) 慢性疾患患者の治療の状況把握と医師、行政職員等との調整及び生活指導と管理
- (5) 寝たきり老人の治療の状況把握と医師、行政職員等との調整及び生活指導と管理
- (6) 妊婦の生活指導と管理
- (7) 乳幼児の生活指導と管理
- (8) 高齢者の生活指導と管理
- (9) 難病、身体障がい者の生活指導と管理
- (10) 結核既往者の生活指導と管理

資料編

◇町、保健所における訪問指導の実施及び強化

- (1) 結核、難病、精神障がい者、寝たきり老人、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障害者等への訪問指導を強化する。
- (2) 一般家庭への健康調査と保健指導を実施する。

◇町、保健所における定例保健事業の実施

◇仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施

要配慮者対策

項目	内容
検索	<input type="checkbox"/> 町及び社会福祉協議会は、関係機関の協力を得て、在宅保健福祉サービス利用者、独居老人、障がい者、難病患者等の名簿（避難行動要支援者名簿）や地図あるいは交番の情報を利用するなどして居宅に取り残された要配慮者を発見する。
避難、誘導	<input type="checkbox"/> 町は、消防機関、警察と連携し、予め定めた避難計画に従い地域住民を要配慮者とともに避難させる <input type="checkbox"/> 地域の自主防災組織は、地域ぐるみの協力体制を講ずる
専用スペースの確保	<input type="checkbox"/> 特に避難所において長期受入れが必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対して、町は福祉避難所内に要配慮者用の避難スペースを確保する <input type="checkbox"/> 町社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て、専用スペースに要配慮者を移送、受入れし運営する

在宅の要配慮者対策

地震発生直後、関係機関の協力を得て、在宅保健福祉サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿（避難行動要支援者台帳）や地図あるいは警察（特に交番及び駐在所）の情報を利用するなどして居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努め、できるだけきめ細かな対策を講ずる。

資料編

- (1)要配慮者が必要とする支援内容の把握（時系列で行う）
- (2)要配慮者のニーズに応じた救援、救護
 - ・特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供
 - ・要配慮者用資機材（車イス、障がい者用トイレ、ベビーベッド等）の提供
 - ・ボランティア等生活支援のための人材の確保及び派遣
 - ・情報提供
 - ・人工透析及び難病患者等への医療の確保など
- (3)避難所での要配慮者への配慮
- (4)要配慮者向け相談所の開設
- (5)二次避難所としての社会福祉施設の活用検討
- (6)要配慮者向け仮設住宅の提供、優先入居

町備蓄倉庫と備蓄食料

番号	設置場所	主食（ご飯）	飲料水	粉ミルク
1	北小学校備蓄倉庫	300食 (100g/食)	600リットル	2箱 (336g/箱)
2	ナーシング備蓄倉庫	200食 (100g/食)	400リットル	2箱 (336g/箱)
3	やすらぎの家備蓄倉庫	200食 (100g/食)	400リットル	2箱 (336g/箱)
4	役場備蓄倉庫	300食 (100g/食)	600リットル	2箱 (336g/箱)
5	中学校備蓄倉庫	300食 (100g/食)	600リットル	2箱 (336g/箱)
6	西小学校備蓄倉庫	300食 (100g/食)	600リットル	2箱 (336g/箱)
7	下川辺備蓄倉庫	200食 (100g/食)	400リットル	2箱 (336g/箱)
8	鹿塩備蓄倉庫	200食 (100g/食)	400リットル	2箱 (336g/箱)
9	B&G 海洋センター備蓄倉庫	300食 (100g/食)	600リットル	2箱 (336g/箱)
10	東小学校備蓄倉庫	200食 (100g/食)	400リットル	2箱 (336g/箱)
11	下吉田備蓄倉庫	200食 (100g/食)	400リットル	2箱 (336g/箱)
12	下麻生備蓄倉庫	200食 (100g/食)	400リットル	2箱 (336g/箱)
計		2,900食 (100g/食)	5,800リットル	24箱 (336g/箱)

米穀販売業者一覧

業者名	所在地	電話番号
(株)長谷川商店	川辺町上川辺31-3	53-5025
川辺米穀(有)	川辺町中川辺554-2	53-2551
桜井米穀	川辺町比久見715-1	53-2173
吉田金六商店	川辺町中川辺1702	53-2109
堀江米穀店	川辺町西柄井429	53-2069

食品衛生上の留意点

- (1) 炊き出し施設には飲料適水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し、備え付ける。
- (3) 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意する。
- (5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入れを行い保管にも注意する。
- (6) 炊き出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、塵埃汚物処理場等から隔離できる場所を選定して設ける。
- (7) 炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等を避け、できるだけ要員を固定化する。又、炊き出しに携わった者を明確にしておく。
- (8) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、可茂県事務所保健班に連絡するとともに、医師の手配を行う。
- (9) 食料品の救援物資を受ける場合は、その出所、日時を明確にするとともに食品の品質低下を避ける措置をとる。

炊き出しの実施基準

項目	内容
供給対象者	<p>【炊き出し】</p> <p><input type="checkbox"/>避難所入所者</p> <p><input type="checkbox"/>住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者</p> <p><input type="checkbox"/>住家の被害は床下浸水だが、避難の指示に基づき避難所に入所した者</p> <p><input type="checkbox"/>旅館の宿泊者や一般家庭来訪客</p> <p><input type="checkbox"/>汽車等の旅客で、鉄道関連会社では救済措置ができない者</p> <p>【食料供給】</p> <p><input type="checkbox"/>住家の被害が床上浸水以上で居住することがかなわず、一時縁故先等に避難する者で、食料を喪失し持ち合わせのない者</p> <p><input type="checkbox"/>罹災者旅行証明書を発行した者</p>
実施期間	<p>【炊き出し】</p> <p><input type="checkbox"/>災害発生の日から 7 日以内</p> <p><input type="checkbox"/>期限前に炊き出しの必要がなくなればその日までとする</p> <p><input type="checkbox"/>多数の者に継続実施の必要がある場合は、次の事項を明示して、可茂県事務所を通じて県本部に期間延長を要請する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長の期間 ・ 延長を要する地域及び対象人員 ・ 延長を要する理由 ・ その他 <p>【食料供給】</p> <p><input type="checkbox"/>災害発生の日から 7 日以内で、炊き出しとの重複支給は行わない</p>
費用の範囲	<p><input type="checkbox"/>費用とは、主食費、副食費、燃料費、雑費等の合計</p> <p><input type="checkbox"/>1人1日当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める範囲内</p>
事務手続	<p><input type="checkbox"/>町本部は、炊き出し場所に責任者を置き、諸記録を作成、整備保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助実施記録日計表 ・ 炊き出し給与状況 ・ 救助の種目別物資受払簿 ・ 炊き出しの協力者名簿
実施報告	<p><input type="checkbox"/>炊き出し場所数及び炊き出し場所別給与人員（朝、昼、夜に区分）を毎日、可茂県事務所を通じて、県本部に報告</p> <p><input type="checkbox"/>報告は、電話等で「救助日報」によって行う</p>

資料編

供給品目

原則として町備蓄食料を供給するが、実情に応じて米穀等に配慮する。

- (1) 備蓄ご飯
- (2) 弁当、握り飯等
- (3) 乾パン、生パン、缶詰、インスタント食品
- (4) 乳幼児用
- (5) 副食品
 - ・災害発生直後の混乱時、あるいは給食者が分散している等、配分が困難な場合は缶詰、びん詰、漬物等の輸送配分に便利なものとする。
 - ・給食が長期にわたる場合は、栄養価を考慮して副食の供給を実施する。
- (6) 湯茶
 - ・炊き出しに合わせて供給を行う。

給水目安量

項目	内容
給水量	<input type="checkbox"/> おおむね 1人1日 3リットル
給水期間	<input type="checkbox"/> 飲料水の入手手段が平常状態に回復するまでの期間 <input type="checkbox"/> 震災時においては、7～15日程度

給水実施基準

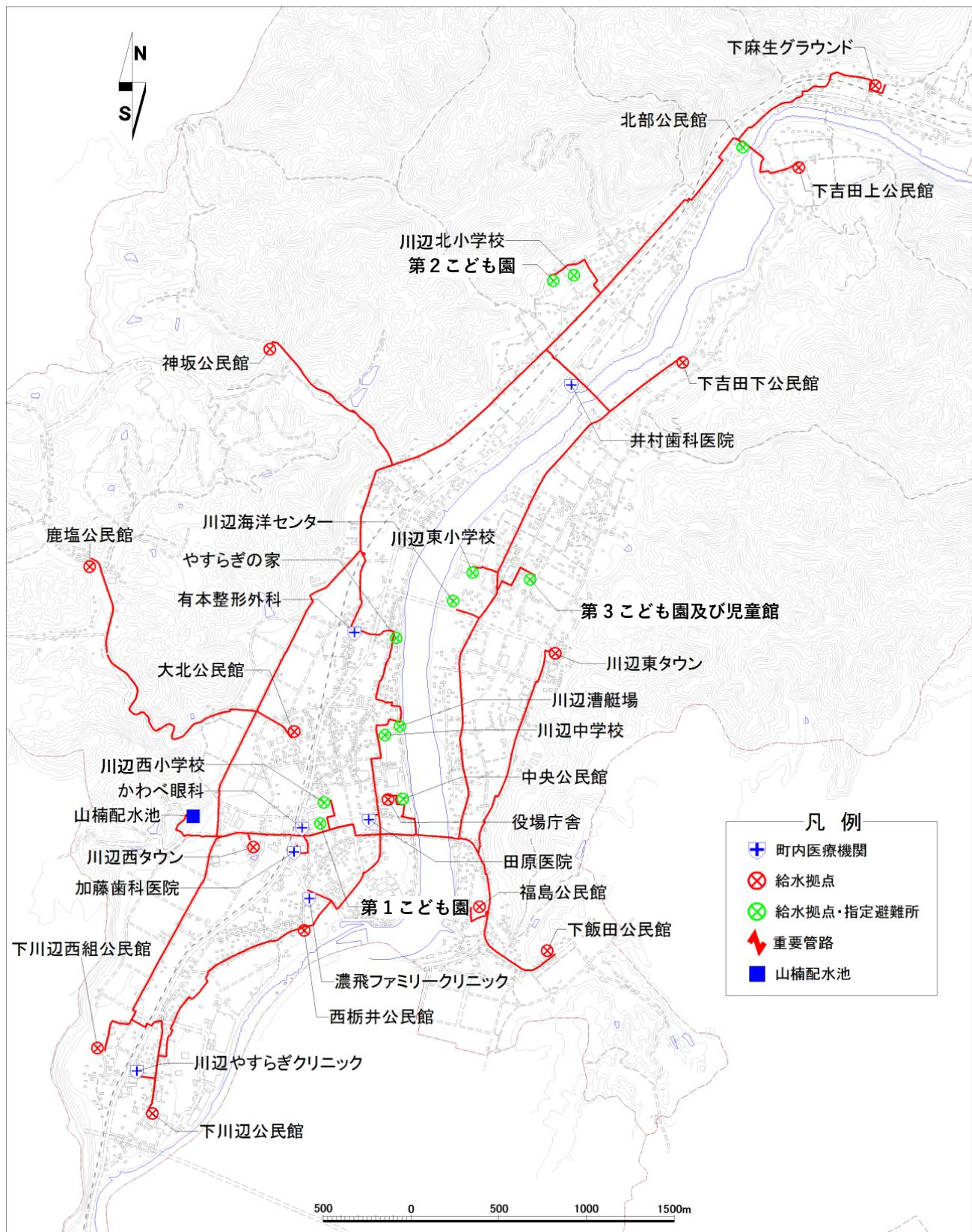
項目	内容
供給対象者	<input type="checkbox"/> 災害のため、飲料水を入手できない地区の居住者
実施期間	<input type="checkbox"/> 災害発生の日から7日以内 <input type="checkbox"/> 期限前に炊き出しの必要がなくなればその日まで <input type="checkbox"/> 多数の者に継続実施の必要がある場合は、次の事項を明示して、可茂県事務所を通じて県本部に期間延長を要請 ・延長の期間 ・延長を要する地域及び対象人員 ・延長を要する理由
費用の範囲	<input type="checkbox"/> 濾過機その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費 <input type="checkbox"/> 浄水用薬品及び資材費 <input type="checkbox"/> 飲料費輸送費及び供給のための人夫費 <input type="checkbox"/> 限度額は、おおむね1人1日当たり3リットルを供給するのに必要な範囲
事務手続	<input type="checkbox"/> 町本部は、各給水拠点に責任者を置き、次の諸記録を作成、整備保管 ・救助実施記録日計表 ・飲料水の供給簿 ・救助の種目別物資受払状況

資料編

給水拠点箇所

番号	給水拠点名	所在地	番号	給水拠点名	所在地
1	川辺北小学校	上川辺575	14	下川辺公民館	下川辺372-42
2	第2こども園	上川辺930-4	15	下川辺西組公民館	下川辺690-2
3	神坂公民館	上川辺3316-1	16	鹿塩公民館	鹿塩430-1
4	やすらぎの家	石神128	17	下飯田公民館	下飯田22-4
5	川辺西小学校	中川辺125	18	福島公民館	福島522-4
6	第1こども園	中川辺176	19	川辺東タウン	比久見438-4
7	大北公民館	中川辺952-7	20	川辺海洋センター	比久見725-5
8	川辺中学校	中川辺1367	21	川辺東小学校	比久見785-4
9	役場庁舎	中川辺1518-4	22	第3こども園及び児童館	比久見1032-5
10	中央公民館	中川辺1518-4	23	下吉田下公民館	下吉田252-1
11	川辺漕艇場	中川辺1675-3	24	下吉田上公民館	下吉田612-1
12	西柄井公民館	西柄井1001-1	25	北部公民館	下麻生140-1
13	川辺西タウン	西柄井1785-1	26	下麻生グラウンド	下麻生1915

医療機関及び給水拠点箇所図



給水用資機材

種別	規格	数量	保管場所	備考
給水タンク	1 t	2	山楠配水場	
	0.5 t	14		
非常用給水袋	6 リッタ	3,000	防災備蓄倉庫 12箇所	
飲料用可搬式ろ過装置	—	—		
給水タンク車	—	—		

川辺町上下水道工事指定店一覧（町内）

業者名	所在地	電話番号	業者名	所在地	電話番号
1 (株)長谷川商店	上川辺 31-3	53-5025	8 (有)藤井浴槽設備	福島 205-5	53-6829
2 (株)丸高	鹿塩 296-1	53-6100	9 吉田金六商店	中川辺 1702	53-2109
3 加茂住設	中川辺 1100	53-3454	10 片桐設備	西柄井 1335-1	53-2723
4 加茂水道工業(株)	中川辺 83-1	53-4584	11 (株)太昂産業	中野 8-267	53-5602
5 (有)日康	中川辺 1696	53-2001	12 塚本産業(株)川辺支店	石神 777-1	53-2954
6 (有)三品住宅設備	中川辺 994-7	53-2277			
7 栄伸福井水道	中川辺 2-2	53-2706	※11は上水道、12は下水道のみ対応可		

資料編

生活必需物資の給与品目

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 衣料品（作業衣、婦人服、子供服）
- (3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
- (4) 身の回り品（タオル、手ぬぐい、靴下等）
- (5) 炊事器具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用雑貨（石けん、歯ブラシ、歯みがき粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ろうそく、固形燃料、木炭等）
- (9) 保育用品（粉ミルク、哺乳びん、紙おむつ等）

物資の集積・給与場所

区分	名称	所在地	連絡先
物資集積場所	県からの物資	川辺海洋センター	比久見 725-5 53-2911
	町調達物資	中央公民館	中川辺 1518-4 53-2650
給与場所	県からの物資	川辺海洋センター	比久見 725-5 53-2911
	町調達物資	中央公民館	中川辺 1518-4 53-2650

物資割当に関する注意事項

資料編

- (1) 割当の基準を変更してはならない（余剰物資があっても保管しておく）。
- (2) 世帯人員は、罹災者台帳に記載された人員で、災害発生日の世帯構成員による。ただし給貸与までに死亡した者又は死亡したと推定される者は除かれる。
- (3) 世帯の人員が災害救助法適用外市町村に転出したときは除かれる。
- (4) 災害発生後出生した者があるときは、県に連絡したうえで物資を割り当てる。
- (5) 性別、年齢別により区分のある物資は実情に応じて割り当てる。

災害救助法による供給基準

項目	内容
供給対象者	<input type="checkbox"/> 住家が全失（全焼、全壊、流失）及び半失並びに床上浸水した世帯 <input type="checkbox"/> 被服、寝具その他生活上必要な最小限の家財を喪失した世帯 <input type="checkbox"/> 物資販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することが困難な状態にある世帯
世帯構成員調査報告	<input type="checkbox"/> 町本部は、「住家等一般被害調査表」により調査を実施 <input type="checkbox"/> 調査終了後、「世帯構成員別被害状況報告書」を作成 <input type="checkbox"/> 可茂県事務所を通じて県本部に報告 <input type="checkbox"/> 緊急を要する報告のため、文章の提出前に電話によって報告
支給基準	<input type="checkbox"/> 支給物資は、被災者が一時的に急場をしのぐことができる程度
支給期間	<input type="checkbox"/> 災害発生の日から10日以内に各世帯への支給を完了 <input type="checkbox"/> 期限内に支給できない場合、可茂県事務所を通じて県本部に期間延長を要請
物資輸送	<input type="checkbox"/> 原則、県本部が直接指定物資集積場所まで輸送 <input type="checkbox"/> 県本部長が確保場所までの引取りを指示した場合、町本部は引継ぎを受け物資集積場まで輸送
事務手続	<input type="checkbox"/> 町本部は、物資支給の責任者を指定し、直接の支給場所には物資別に職員を配置 <input type="checkbox"/> 物資の保管及び配分の状況を「救助日報」により、毎日県支部を通じて県本部へ報告 <input type="checkbox"/> 次の諸記録を作成、整備保管 <ul style="list-style-type: none"> ・救助用物資引継書 ・救助用物資割当台帳 ・救助実施記録日計表 ・物資の給与状況 ・救助の種目別物資受払状況

資料編

学用品支給基準

項目	内容
支給対象者	<p>□住家が焼失、流出、倒壊又は半焼、半壊、床上浸水による被害を受けた小・中学校の児童生徒で、学用品を滅失又は毀損した者</p> <p>□町本部における罹災者台帳に登載されている児童、生徒であること</p> <p>□災害救助法が適用されなかったとき、及び住家の被害が対象基準に達しなかった者には、教科書のみ斡旋する</p>
費用基準	<p>□教科書代は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を支給するための費用とする</p> <p>□文房具及び通学用品等の費用は、岐阜県災害救助法施行規則に定める額の範囲内とする</p>
支給期間	<p>□教科書は、災害発生の日から1ヶ月以内とする</p> <p>□文房具及び通学用品等は、災害発生の日から15日以内とする</p> <p>□期間内に支給することが困難な場合、町本部は次の事項を明示して、可茂県事務所を通じて県本部に期間延長を要請する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長の見込期間 ・期間延長を要する地域 ・期間延長を要する理由 ・延長を要する地域ごとの児童・生徒数 ・その他
事務手続	<p>□学用品の保管、配給の状況を「救助日報」により、各学校は教育総務担当へ、教育総務担当は可茂県事務所を通じて毎日県本部へ報告する</p> <p>□次の諸記録を作成、整備保管する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災児童生徒名簿 ・被災教科書報告書 ・学用品引継書 ・学用品の給与状況 ・救助実施記録日計票 ・救助の種目別物資受払状況
その他	<p>□災害救助法が適用されたが、教科書を失った児童生徒の属する世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しなかった場合の経費は、本人負担とする。なお、調達については災害救助法適用分と併せて調達する</p> <p>□同一時の災害において近隣市町村に災害救助法が適用されたが、町において適用されなかった場合で、教科書をその災害のため失ったものがあり、支給の必要があるときは前項に準じて一括斡旋する</p>

確保すべき学用品

(1) 教科書

- ・被災教科書の報告に基づき調達

(2) 文房具

- ・ノート、鉛筆、用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷き等（町教育委員会で承認した学用品を含む。）
(災害救助法適用時のみ)

(3) 通学用品

- ・カバン、手下げ袋、雨具、サブバック、履物等
(災害救助法適用時のみ)

(注) 教科書の輸送が販売取扱店から直接教育部に送付されたときは、納品書をとりまとめ、県本部学校支援班に提出する。

募集・配分に関する報道機関への公開内容

募集に関する事項	(ア)参加団体 (イ)募集対象（一般世帯募集、学校募集等） (ウ)募集の種別（金銭募集、物品募集の別） (エ)集積、輸送の場所、方法、期間等 (オ)その他必要な事項
配分に関する事項	(ア)配分基本方針 (イ)配分、輸送の時期、方法 (ウ)特殊な金品（条件付金品等）の配分 (エ)その他必要な事項

義援金品の募集配分基準

項目	手順その他必要事項
配分の基準	<p><input type="checkbox"/>一般家庭用物資の場合、以下の基準で配分する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全失世帯 1 ・半失世帯 1／2 ・床上浸水世帯 1／3 <p><input type="checkbox"/>無指定金銭の場合、以下の基準で配分する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死者（行方不明で死亡と認められる者含） 1 ・重傷者 1／2 ・全失世帯 1 ・半失世帯 1／2 ・床上浸水世帯 1／3 <p><input type="checkbox"/>床上浸水10日以上の世帯にあっては、物資、金銭とも半失の基準による</p> <p><input type="checkbox"/>必要に応じ、金銭で物資を購入して配分するものとする</p>
配分の時期	<p><input type="checkbox"/>配分はできる限り受付又は引継を受けた都度行うことを原則とする</p> <p><input type="checkbox"/>義援金品が少量、小額の場合、世帯別配分は不可能であり、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので一定量に達したときに行う</p> <p><input type="checkbox"/>等配分の時期には十分留意して行うものとするが、腐敗、変質のおそれのある物資については、速やかに適宜の処理をするよう常に配慮して取扱う</p>
その他	<p><input type="checkbox"/>義援金品の募集及び配分に要する労力は、できるだけ無料奉仕によるもの</p> <p><input type="checkbox"/>輸送等の費用は、実施機関の負担</p> <p><input type="checkbox"/>実施機関の負担が不可能な場合は、義援金の一部を充当するが経費の証拠書類は整理保管しておく</p> <p><input type="checkbox"/>町あての見舞金等については、財政Grにおいて現金領収をし、保管管理</p>

知事見舞金の支給基準

項目	支給基準
(1)適用する災害	<p>□町管内の同一災害による被害が次の各号に該当するときで、知事が必要と認めたときに支給する</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)被害が甚大で、災害救助法が適用されたとき (イ)災害救助法適用基準（災害救助法施行令第1条第1項第1号による被害で、第8項3災害救助法の適用基準の別表基準）の3分の1以上の被害があったとき (ウ)住家の被害のあった世帯のうち生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずる生活困窮世帯が5世帯以上（全失換算）の被害があったとき (エ)前各号の被害には達しないが、特に知事が見舞の必要を認めたとき <p>□被害世帯数の計算は、住家の全焼、全壊、流失は1世帯を1世帯に、半壊、半焼は2世帯をもって1世帯に、床上浸水は3世帯をもって1世帯として計算する</p>
(2)適用する世帯等	<p>□見舞は、次の世帯等に対して行うものとするが、知事がその必要を認めないときはこの限りでない</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)災害の規模が(1)のア又はイに該当するときは、被災した全世帯 (イ)災害の規模が(1)のウに該当するときは、被災した世帯のうち現に生活保護法による被護世帯又はこれに準ずる生活困窮世帯 (ウ)前各号のほか、知事が見舞いの実施を適当と認めた世帯 (エ)災害の規模が(1)のア、イ又はエの場合に死亡し、又は重傷を負った者については、死亡した者1人について100,000円、重傷を負った者1人について50,000円 (オ)(1)のア、イ又はエの災害復旧に従事中死亡し、又は重傷を負った者について、死亡した者1人について100,000円、重傷を負った者1人について50,000円

資料編

住宅確保等の種別及び順位（融資制度）

対策種別	内容		
住宅の確保	1 自力確保	(1)自費建設	被災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2)既存建物の改造	被災を免れた非住宅を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3)借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営施設受入れ	(1)公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居
		(2)社会福祉施設への受入れ	厚生寮、老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村又は社会福祉法人の経営する施設への優先受入れ
	3 公庫資金融資	災害復興住宅建設補助金	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		一般個人住宅災害特別貸付	
		地すべり関連住宅貸付	
	4 公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2)一般公営住宅建設	一般の公営住宅を建設する。
	5 災害救助法による仮設住宅建設	生活能力の低い世帯のため町が仮設住宅を建設する。	
住宅の修繕	1 自費修繕	被災者が自力（自費）で修繕する。	
	2 資金融資	(1)公庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2)その他公費融資	生活困窮世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは改修する。
	3 災害救助法による応急修理	生活能力の低い世帯のために町が応急的に修繕する。	
	4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法の規定により修理する。	
障害物の除去等	1 自己除去	被災者が自力（自費）で除去する。	
	2 除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し、住宅修繕と同様に融資を行い除去する。	
	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために町が除去する。	
	4 生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪おろしを生活保護法の規定により行う。	

応急住宅に関するその他の計画

対策	内容	
(1)応急仮設住宅	□実施者	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅の建設は、管理・庶務担当が行い、町で対応できないときは、県支部（中濃支部）に仮設住宅建設の応援を要請する
	□入居対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・入居対象者は、①住家が全失した世帯、②居住する仮住宅がなく借家等の借上げもできない世帯、③生活程度が低く自己の資力では住宅を確保できない世帯の各条件に適合する対象者から選定し、要配慮者に配慮して入居者選定を行う ・担当は、「応急仮設住宅入居該当世帯調」に略図を添えて県支部に提出する
	□建設基準	<ul style="list-style-type: none"> ・面積の限度：26.4 m²以内 ・費用の限度（整地費、附帯工事費、事務費を含む）は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額以内とする ・必要に応じ、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置を推進する
	□建設期間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成させる なお、20日以内に着工できないときは、県本部に依頼する
	□資材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅の資機材及び業者を確保する
	□仮設住宅の管理（管理者、家賃等）	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅は、町本部で管理し、家賃は無料とする ・地料が必要となるときは、入居者の負担とする ・維持管理にあたって原形が変更される場合は町に届出て行う ・担当は、入居台帳を作成し、入居誓約書を徴収し保管する
(2)住宅の応急修理	□実施者	<ul style="list-style-type: none"> ・建設校務担当は、建設業者に応急修理を依頼する
	□修理対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅が半失し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない世帯であること ・生活程度が低く、自己の資力では住宅の応急処理を行うことができない世帯であること
	□修理対象世帯の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・選定にあたっては、民生委員・児童委員その他の関係者の意見を聞き、生活能力が低くかつ住宅の必要度の高い世帯から順次修理戸数の範囲内において選定する
	□修理箇所及び費用	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、炊事室、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象 ・個々の修理部分については、日常生活に欠くことのできない緊急を要する破損箇所を対象 例）土台、床、天井、屋根、窓、戸等 ・1世帯当たりの費用（原材料費、労務費、輸送費、事務費等）は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内
	□修理期間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日から1ヶ月以内 ただし、1ヶ月以内に修理することができないと認められる場合は、県本部に機関延期の申請をすること
	□備付帳簿等	<ul style="list-style-type: none"> ・担当は、「住宅応急修理該当世帯調」 ・住宅応急修理記録簿を作成する

対策	内容	
(3)障害物の除去	□実施者	建設担当及び消防団
	□除去する対象物	・住家が半壊・床上浸水するなどの要因となる土砂石、竹木等
	□除去対象世帯の選定	・住家が半壊又は床上浸水の被害を受け、土砂石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、日常生活に著しい障害をきたしている世帯 ・生活程度が低く、自己の資力では障害物を除去することができない世帯 ・高齢者世帯、母子世帯等で自力で除去することができない世帯 ※民生委員・児童委員その他関係者の意見を聞き、選定する組織及び方法を計画しておく
	□除去する基準及び期間	
	□報告様式類	・障害物除去該当世帯調 ・障害物除去記録簿
(4)低所得世帯に対する住宅融資		
(5)生活保護法による家屋修理	①家屋修理等 •厚生労働大臣が定める基準額の範囲内 •必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理 ②土砂等の除去費 •家屋修理費の一環として(1)による基準額の範囲内 •土砂、使用不能となった家財等の除去に要する器材の借料及び賃金職員雇上費等 ③屋根の雪下ろし費 •降雪が甚だしく、屋上の雪下ろしをしなければ屋根が破損するおそれがある場合は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内 •雪下ろしに要する賃金職員雇上費	
(6)社会福祉施設への入所	・災害により住宅を失い、又は破損等により居住することのできなくなったもののうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者については必要性の高い者から入所の支援を行う	

仮設住宅建設のための応援要請

町において仮設住宅の建設を実施できないときは次の方法により応援を得て実施する。

- ・町本部は、可茂県事務所に仮設住宅建設の応援を要請
- ・町本部は、仮設住宅建設の予定場所を選定し、「応急仮設住宅入居該当世帯調」に略図（適宜No.等を付し、入居該当調と対照できるようにする。）を添えて県支部救助班に提出する

※敷地の選考に当たっては、できる限り集団的に建築できる公共地等から優先的に選ぶ。

※被災者が相当期間居住することを考慮し、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。

※私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。

激甚災害に係る財政援助措置の対象

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- 公共土木施設災害復旧事業
- 公共土木施設災害関連事業
- 公立学校施設災害復旧事業
- 公営住宅等災害復旧事業
- 生活保護施設災害復旧事業
- 児童福祉施設災害復旧事業
- 老人福祉施設災害復旧事業
- 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- 精神薄弱者援護施設災害復旧事業
- 婦人保護施設災害復旧事業
- 感染症予防施設災害復旧事業
- 感染症予防施設事業
- 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- 湛水排除事業

2. 農林水産業に関する特別の助成

- 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 土地改良区等の行う湛水防除事業に対する補助
- 共同利用小型漁船の建造費の補助
- 森林災害復旧事業に対する補助

資料編

3. 中小企業に関する特別の助成

- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4. その他の財政援助及び助成

- 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- 水防資機材費の補助の特例
- 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林業の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- 雇用保険による求職者給付の支給に関する特例

被災者生活再建支援制度について

	国制度	町・県制度
根拠	被災者生活再建支援法	川辺町被災者生活・住宅再建支援金支給要綱 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱
創設	平成11年度	町：令和元年度 県：平成16年度（最終改正 平成31年3月）
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。	被災者生活再建支援法に基づく支援金制度（国制度）を補完する。
制度の対象となる自然災害	10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等	①県内又は隣接県内で被災者生活再建支援法が適用されたもの ②法の対象とならない局地において相当程度の被害があり、知事が特に必要と認めるもの
制度の対象となる被災世帯	上記の災害により、 ①住宅が「全壊」した世帯 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）	上記の災害により、 ①全壊世帯 ②解体世帯 ③長期避難世帯 ④大規模半壊世帯 ⑤半壊世帯（前3号に掲げる世帯を除く） ⑥床上浸水世帯 (居住用住宅が床上浸水又は土石竹林の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯)
補助率	法により支給される支援金は、下記の財源により賄われる。 国：1/2、基金：1/2（都道府県が拠出する基金）	市町村が被災者に対して支援金を支給する事業に要する経費に対して補助金を交付。 県：2/3、市町村：1/3
支援金の支給上限額	以下の2つの支援金の合計額（単身世帯は3/4） ①基礎支援金（住宅の被害程度に応じた支援金） 全壊 100万円 解体 100万円 長期避難 100万円 大規模半壊 50万円 ②加算支援金（住宅の再建方法に応じた支援金） 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借（公営住宅以外） 50万円	以下の2つの支援金の合計額（単身世帯は3/4） (半壊、床上浸水は基礎支援金のみ) ①基礎支援金（住宅の被害程度に応じた支援金） 全壊 100万円 解体 100万円 長期避難 100万円 大規模半壊 50万円 半壊 50万円 床上浸水 30万円 ②加算支援金（住宅の再建方法に応じた支援金） 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借（公営住宅以外） 50万円 ※半壊、床上浸水被害は、基礎支援金のみ支給 1被災世帯に支給される上限が300万円のため、県補助金の上限額は、 300万円×2/3(補助率)=200万円 1世帯あたりの市町村負担額は100万円

支援金の支給額

		加算支援金				
		建設・購入 200万円	補修 100万円	賃借 (公営住宅以外) 50万円	半壊、床上浸水 は、基礎支援金 のみ	
基礎支援金	全壊	100万円	300万円	200万円	150万円	国制度
	解体	100万円				
	長期避難	100万円				
	大規模半壊	50万円	250万円	150万円	100万円	—
	半壊	50万円	—	—	—	町・ 県制度
	床上浸水	30万円	—	—	—	

※ 単身世帯は4分の3の額

災害援護資金の貸付条件

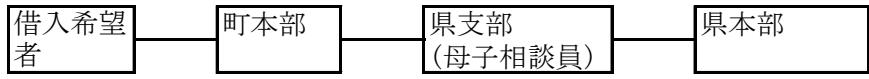
項目	内容
貸付機関	<input type="checkbox"/> 町本部
貸付対象	<input type="checkbox"/> 町の区域内において、災害救助法による救助が行われる災害その他政令で定める災害により、災害援護資金の貸付け事由たる被害を受けた世帯 <input type="checkbox"/> その世帯に属する者の所得の合計が政令で定める額に満たない世帯の世帯主
貸付世帯数	<input type="checkbox"/> 特別制限なし
資金種別	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 生活の立て直しに必要な経費とする
貸付限度額	<input type="checkbox"/> 住宅に損害がある場合、350万円 <input type="checkbox"/> 住宅に損害がない場合、250万円
貸付条件	<input type="checkbox"/> 貸付期間は10年、償還方法は年賦、半年賦、月賦 <input type="checkbox"/> 利率（保証人あり）は無利子 <input type="checkbox"/> 利率（保証人なし）は据置期間（3年又は5年）は無利子 <input type="checkbox"/> 保証人を立てることができる <input type="checkbox"/> 違約金は、延滞元金利額につき年5%
提出書類	<input type="checkbox"/> 災害援護資金借入申込書（用紙は町備付）

資料編

生活福祉資金の貸付条件

項目	内容
貸付機関	<input type="checkbox"/> 県社会福祉協議会が貸し付け、民生委員と町社会福祉協議会が協力
貸付対象	<input type="checkbox"/> 災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた世帯で、次の各条件に適合する世帯 <ul style="list-style-type: none"> (ア)低所得の世帯であること (イ)融資によって独立自活できると認められる世帯であること (ウ)蓄積資本がなく、他からの借り入れができない世帯であること (エ)少なくとも融資額以上の被害のあった世帯であること (オ)災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は除く
貸付世帯数	<input type="checkbox"/> 特別制限ないが、資金保有高の範囲内において実施
資金種別	<input type="checkbox"/> 事業住宅等資金 <input type="checkbox"/> 災害を受けたことによる困窮から自律更生するのに必要な経費とする
貸付限度額	<input type="checkbox"/> 原則150万円 <input type="checkbox"/> 住宅資金との重複貸付の場合は350万円
貸付条件	<input type="checkbox"/> 貸付期間は7年、利率は年3%とし、償還方法は月賦等 <input type="checkbox"/> 保証人は、原則として本町に居住しその世帯の更生に熱意があり、かつ返済資力がある者を1人以上 <input type="checkbox"/> 違約金は、延滞元金利額につき年10.57%
資料編 提出書類	<input type="checkbox"/> 借入申込書（用紙は、町社会福祉協議会備付） <input type="checkbox"/> 借入希望者及び保証人の税額及び資産証明書（町長証明） <input type="checkbox"/> 罹災証明書（町長又は民生委員の証明書） <input type="checkbox"/> 書類は、原則として以下の系統で提出する <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <pre> graph LR A[借入希望者] --- B[地区担当 民生委員] B --- C[町社会福 祉協議会] C --- D[県社会福 祉協議会] </pre> </div>

母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付条件

項目	内容
貸付機関	<input type="checkbox"/> 県本部が県貸付委員会の意見に基づいて貸し付ける <input type="checkbox"/> 申込その他に当たっては、町本部及び可茂県事務所（母子相談員）及び民生委員・児童委員並びに母子協助員が協力
貸付対象	<input type="checkbox"/> 災害によって住家又は事業所若しくは家財、商品等が被害を受けた配偶者のいない子女で、現に児童等（20歳未満）を扶養している者及び寡婦等
貸付世帯数	<input type="checkbox"/> 特別制限ないが、資金保有高の範囲内において実施
資金種別	<input type="checkbox"/> 事業開始資金及び事業継続資金 <input type="checkbox"/> 住宅資金（新築は除く）
貸付限度額	<input type="checkbox"/> 事業開始 283万円 <input type="checkbox"/> 事業継続 142万円 <input type="checkbox"/> 住宅 200万円
貸付条件	<input type="checkbox"/> 貸付期間は種別によらず7年、利率は年3%とし、償還方法は月賦等 <input type="checkbox"/> 保証人は1人以上 <input type="checkbox"/> 違約金は、延滞元金利額につき年10.57%
提出書類	<input type="checkbox"/> 貸付申請書（町の様式） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 税額及び資産等証明書 <input type="checkbox"/> 事業計画書（事業開始、事業継続資金について） <input type="checkbox"/> 補修計画書（住宅資金） <input type="checkbox"/> 書類は、原則として以下の系統で提出する  <pre> graph LR A[借入希望者] --> B[町本部] B --> C["県支部 (母子相談員)"] C --> D[県本部] </pre>

資料編

被災中小企業の自立支援対策

- ・町及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。
- ・町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

- (1)日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- (2)再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん補率の引き上げ及び保健率の引き下げ
- (3)災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- (4)事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5)貸付事務等の簡易迅速化
- (6)被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- (7)租税の徴収猶予及び減免
- (8)労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9)その他各種資金の貸付け等必要な措置

農業関係資金

- ・天災融資法による資金農業災害緊急支援資金
- ・農業災害緊急支援特別資金
- ・農林漁業セーフティネット資金
- ・農業経営基盤強化資金
- ・農業基盤整備資金
- ・農林漁業施設資金

資料編

林業関係資金

- ・天災融資法による資金
- ・農林漁業セーフティネット資金
- ・農林漁業施設資金
- ・林業基盤整備資金